

平成30年

# 第1回柳泉園組合議会定例会会議録

平成30年2月23日開会

柳泉園組合議会

## 平成30年第1回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	2
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・会期の決定	3
・会議録署名議員の指名	4
・諸般の報告	4
・施政方針	5
・行政報告	5
・議案第1号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 0
・議案第2号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 2
・議案第3号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 4
・議案第4号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 4
・議案第5号（上程、説明、採決）	6 3
・廃棄物等処理問題特別委員会付託の件について	6 4
・廃棄物等処理問題特別委員会報告	6 4
・陳情第1号（質疑、討論、採決）	6 5
・陳情第2号（質疑、討論、採決）	6 8
○閉 会	6 9

平成30年第1回

柳泉園組合議会定例会会議録

---

平成30年2月23日 開会

---

議事日程

1. 会期の決定
2. 会議録署名議員の指名
3. 諸般の報告
4. 施政方針
5. 行政報告
6. 議案第1号 柳泉園組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
7. 議案第2号 平成29年度柳泉園組合一般会計補正予算(第2号)
8. 議案第3号 平成30年度柳泉園組合経費の負担金について
9. 議案第4号 平成30年度柳泉園組合一般会計予算
10. 議案第5号 柳泉園組合助役の選任の同意について
11. 廃棄物等処理問題特別委員会付託の件について

陳情第1号 クリーンポート長期運営管理事業の契約において、大規模補修費用が、予定価格として事前に発表されていた価格に対して、大幅に変動した理由説明を求める陳情

陳情第2号 クリーンポート長期運営管理事業委託契約の法令に基づくやり直しを求める陳情

12. 廃棄物等処理問題特別委員会報告
- 

1 出席議員

1番 小山 實	2番 佐藤 一郎
3番 村山 順次郎	4番 後藤 ゆう子
5番 田中 のりあき	6番 たきしま 喜重
7番 深沢 まさ子	8番 小西 みか

## 2 欠席議員

9 番 友 野 ひろ子

## 3 関係者の出席

管 理 者	並 木 克 巳
副 管 理 者	渋谷 金太郎
副 管 理 者	丸 山 浩 一
助 役	森 田 浩
会計管理者	坂 東 正 樹
清瀬市都市整備部長	佐々木 秀 貴
東久留米市環境安全部長	山 下 一 美
西東京市みどり環境部長	松 川 聡

## 4 事務局・書記の出席

総務課長	新 井 謙 二
施設管理課長	横 山 雄 一
技術課長	佐 藤 元 昭
資源推進課長	濱 野 和 也
書記	濱 田 伸 陽
書記	滝 村 和 道
書記	本 間 尚 介
書記	川 原 龍太郎

---

午前10時00分 開会

○議長（田中のりあき） おはようございます。開会前に御報告いたします。欠席の連絡が友野ひろ子議員からございましたので、御報告いたします。

定足数に達しておりますので、ただいまより平成30年第1回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の方々の出席を求めています。

---

○議長（田中のりあき） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことにつきましては、2月16日、代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員でございます佐藤一郎議員に報告を求めます。

○2番（佐藤一郎） 去る2月16日、代表者会議が開催され、平成30年第1回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

平成30年第1回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、2月23日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりであります。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第4、施政方針」及び「日程第5、行政報告」を続けて行い、質疑は行政報告の終了後に一括してお受けいたします。

次に、議案審議に入りまして、「日程第6、議案第1号、柳泉園組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第7、議案第2号、平成29年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第8、議案第3号、平成30年度柳泉園組合経費の負担金について」、「日程第9、議案第4号、平成30年度柳泉園組合一般会計予算」は関連がございますので一括上程し、個々に採決いたします。

次に、「日程第10、議案第5号、柳泉園組合助役の選任の同意について」を採決いたします。

次に、「日程第11、廃棄物等処理問題特別委員会付託の件について」を上程し、陳情第1号及び陳情第2号を付託いたします。その後、定例会を暫時休憩し、その休憩中に廃棄物等処理問題特別委員会を開催し、陳情を審査いたします。

陳情審査終了後、本会議を再開して、「日程第12、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を委員長より報告していただき、その後、討論、採決を行います。

以上で本日本日予定された日程が全て終了となり、平成30年第1回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（田中のりあき） 報告が終わりました。

これより代表委員報告に対する質疑をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の御報告のとおり本日1日限りとし、日程表のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

---

○議長（田中のりあき） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第4番、後藤ゆう子議員、第6番、たきしま喜重議員、以上のお二人をお願いいたします。

---

○議長（田中のりあき） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いたします。

---

○議長（田中のりあき） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（並木克巳） おはようございます。

本日、平成30年柳泉園組合議会第1回定例会の開催に当たりまして、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

各市とも第1回定例会の開催を控えまして、それぞれお忙しい中、議員の皆様におかれましては本日の定例会に御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

本日の定例会におきましては、平成30年度における主な課題とその対応及び事業運営に対する基本的な考え方について申し上げさせていただき、行政報告では11月から1月までの主な事務事業について御報告させていただきます。

また、御案内のとおり、条例及び平成30年度予算案など5件の議案を御提案させてい

ただいております。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、第1回定例会の開会に当たりまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

○議長（田中のりあき） 次に、「日程第4、施政方針」及び「日程第5、行政報告」を続けて行います。なお、質疑につきましては行政報告が終了した後、一括してお受けいたします。

まず施政方針を行います。

○管理者（並木克巳） 平成30年第1回柳泉園組合議会定例会に当たり、平成30年度における柳泉園組合の主な課題とその対応及び事業運営に対する基本的な考え方を申し上げ、柳泉園組合議会、関係市住民の皆様並びに周辺地域の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、事業運営の基本方針について申し上げます。

近年、廃棄物行政をめぐる状況は大きく変貌しております。

国においては、平成30年度の環境省重点施策として、地球温暖化計画に基づき、再生可能エネルギー活用などによる着実なCO<sub>2</sub>削減の推進、循環基本計画を推進するため、国内外のライフサイクル全体での徹底した資源循環や排出事業者責任の徹底など適正処理を進める一環として、都市鉱山からの資源回収を加速化するために、小型家電からのリサイクルメダルプロジェクトを推進することとしております。また、安全で豊かな環境基盤の整備として、一般廃棄物処理施設の更新需要への適切な対応や、水銀に関する水俣条約の発効を受けた国内外の水銀対策などに取り組むことを掲げております。

関係市においては、ゴミの減量化や資源化等をさらに推進するため、容器包装プラスチックの分別収集及び資源化が実施され、廃棄物の発生抑制や容器包装リサイクル法への対応、小型家電リサイクル法への対応についても実施されております。また、昨年、東久留米市におかれましては、家庭系ゴミの有料化を実施しております。

このような状況において、当組合においても中間処理施設の立場から、最終処分に係る負担を軽減するため、可能な限り資源化を図ってまいります。また、地球温暖化対策の推進も視野に入れ、節電をするとともに効率的な発電を行うなど、維持管理を工夫し経費の節減を図りながら、日々排出される廃棄物の安全で衛生的な処理を安定的に行うように努めてまいります。

次に、当組合として解決すべき課題とその対応について申し上げます。

初めに、負担金の抑制について申し上げます。

関係市の財政事情は依然として厳しい状況の中、関係市の負担金を抑制するには歳出経費の削減と負担金以外の歳入確保に努めることが必要であります。

歳出においては、昨年7月、クリーンポート長期包括運営事業を実施したことで、施設の延命化のための大規模補修費や施設の維持管理に係る経費は大幅に削減することができました。また、歳入については負担金以外の歳入の確保には努めてまいりますが、社会経済などの影響により資源回収物などの売り払い収入が大幅に減収した場合は、基金を活用するなど、関係市へ新たな負担が生じることのないよう努めてまいります。

次に、水銀含有廃棄物の混入対策等について申し上げます。

平成28年5月に設置しました柳泉園組合水銀混入調査対策委員会において、水銀が検出された原因究明や再発防止対策などについて調査、検証等が行われ、その結果について昨年報告書が提出されました。

再発防止対策について、毎月行っております可燃ごみ搬入車両の内容物検査に加え、携帯型の水銀連続測定装置を使用する検査を実施しております。また、家庭で退蔵されております水銀体温計や水銀血圧計などについては、関係3市と連携し、本年2月の1カ月間集中的に回収キャンペーンを実施しており、水銀含有廃棄物の混入防止に努めております。

昨年8月、水銀に関する水俣条約が発効され、大気汚染防止法の改正により、水銀等の排出規制が本年4月に施行されます。柳泉園クリーンポートにおいては、排ガス中の水銀を年2回以上測定することが義務づけられますが、長期包括運営管理事業委託において、昨年の7月以降、毎月1回測定をしております。引き続き適正に測定を行ってまいります。

次に、人事管理について申し上げます。

新規職員の採用について、定年退職等の欠員補充のための採用は人件費抑制のため原則行っておりませんが、将来において安定した組織を維持するため、職員の年齢構成を考慮し、数年に1名は採用しております。職員の欠員分につきましては、再任用職員の積極的な活用や嘱託員の採用などにより対応しております。また、関係市との人事交流につきましては、平成10年度から行ってまいりましたが、関係市や当組合の職員数が減少していることから、平成22年度以降は西東京市、平成23年度以降は清瀬市との交流は見合わせておりました。本年度からは東久留米市との交流も見合わせることにいたしました。関係市との人事交流は、当組合が事務事業を円滑に進める上で、関係市と意思の疎通を図



ることは極めて重要でありますので、来年度以降、早期の再開に向け、関係市と協議してまいります。

次に、平成30年度予算編成について申し上げます。

予算編成に当たりましては、依然として関係市の財政事情が極めて厳しいことを踏まえ、歳入の使用料及び手数料については、平成28年度の決算額及び29年度の決算見込みをもとに精査した上で計上しております。また、歳出につきましては、各施設の維持管理に係る維持補修費、消耗品費、光熱水費及び委託業務などの経費削減に努め、基本的に平成28年度の決算額をもとに精査した上で必要最小限の経費を計上しております。

本年度の歳入歳出予算の総額は、昨年7月、クリーンポート長期包括運営管理事業を実施したことに伴い、関連する経費の減やクリーンポートプラント制御用電算システム整備工事が終了したことから、前年度に比べ2億3,184万8,000円、8.1%減の26億4,549万2,000円となります。また、関係市の負担金につきましては、前年度に比べ2億9,109万2,000円、18.2%減の13億632万4,000円となり、各市とも負担金は前年度より減額となります。

次に、平成30年度の主要施策について申し上げます。

初めに、総務関係について申し上げます。

本年度の人員体制については、職員32人、再任用職員6人と嘱託員7人の45人体制といたします。

総務関係の主な事業につきましては、組合施設紹介の見学者用DVDについて、厚生施設のリニューアルや不燃物再利用など一部内容変更が生じているため、既存のDVDを修正し、広報活動に努めてまいります。その修正委託経費として188万5,000円を計上しております。

次に、施設関係について申し上げます。

クリーンポートの工場棟や管理棟、特別高圧受変電室の空調設備については、設置後17年が経過していることから、更新経費として1億2,825万円を計上しております。

また、クリーンポート内の防災監視盤システムや非常放送システム、見学者説明室の放送システムにおいても設置後17年が経過していることから、予期せぬ事態に備えるために更新・改修工事を実施いたします。その経費として3,406万5,000円を計上しております。

次に、クリーンポートについて申し上げます。

可燃ごみの処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して、関係市からの搬入量は2,154トン、3.4%減の6万1,242トンを見込んでおります。

クリーンポートでの焼却量は、関係市の可燃ごみ及び不燃・粗大ごみ処理施設などから発生する可燃物等の5,813トンを含めると、前年度の小金井市支援分を含めた当初計画量と比較して2,538トン、3.6%減の6万7,055トンを見込んでおります。

焼却後に発生する残渣については、焼却残渣に含まれている金属類を資源物として回収し、金属類回収後の残渣8,717トンは、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場内のエコセメント化施設へ搬送することにより、それぞれ再利用いたしますので、焼却残渣の埋め立て計画はございません。

クリーンポートにおいては、施設の安定稼働や延命化を図るため、また大幅な経費削減が図られることから、昨年7月より本施設の運転・維持管理などの業務や大規模補修を含めました15年間の長期包括運営管理事業を実施いたしました。本年度はその委託経費として10億2,207万3,000円を計上しております。

発電計画につきましては、本年度においても安定した施設稼働をすることにより、発電電力量の確保を図ってまいります。

放射能関係の測定につきましては、放射性物質汚染対処特措法の規定により、焼却残渣及び排ガス中の放射性物質濃度の測定を毎月1回、敷地境界の空間線量の測定は毎週1回義務づけられているため、本年度においても引き続き適正に測定を行ってまいります。これらの測定結果などの情報は、広報紙りゅうせんえんニュースや組合のホームページを活用し、ダイオキシン類等の測定結果とあわせ公表し、情報公開を推進してまいります。

次に、不燃・粗大ごみ処理施設について申し上げます。

不燃ごみ及び粗大ごみの処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して62トン、0.8%増の7,518トンを見込んでおります。

不燃・粗大ごみ処理施設で破碎処理後に発生する軟質系プラスチック類4,758トンと可燃物1,031トンは、クリーンポートで焼却処理を行います。また、処理後に発生する硬質系プラスチック類895トンとリサイクルセンターから発生する雑物15トンについては、前年度に引き続き、ガス化溶融として再利用いたします。このことにより、本年度においても不燃物の埋め立て計画はございません。

不燃・粗大ごみ処理施設は稼働開始から30年以上経過しており、安定した処理を図る

ため、経年劣化の著しい部品の交換を含めました設備機器類の定期点検整備補修費として4,838万4,000円、破砕機主軸の交換などの補修費として1,425万6,000円をそれぞれ計上しております。

不燃・粗大ごみ処理施設の破砕機内で発生する爆発事故については、引き続き対応策を検討してまいります。

関係市から搬入される水銀含有廃棄物の管理体制について、廃乾電池は保管用のドラム缶にふたをロックし、さらに封印をしております。また、廃蛍光管については保管するヤードに門扉を設置し、施錠をしております。本年度においても引き続き、適切な管理に努めてまいります。

次に、リサイクルセンターについて申し上げます。

資源物の処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して753トン、13.4%減の4,856トンを見込んでおり、リサイクルセンターで選別処理及び圧縮梱包等した上で資源化いたします。さらに、資源化の難しい屑ガラス30トンについても建設資材等として加工し再利用することにより、埋め立て計画はございません。

リサイクルセンターは稼動開始から24年が経過しており、安定した処理を図る上で、本年度においても前年度に引き続き、経年劣化の著しいびん系列コンベヤ関係の補修費として1,798万9,000円、施設の定期点検整備補修費として2,062万1,000円をそれぞれ計上しております。

次に、し尿処理施設について申し上げます。

し尿の処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して119キロリットル、11.3%減の932キロリットルを見込んでおり、処理後の汚水については15倍程度に希釈した上で公共下水道へ放流いたします。

次に、厚生施設について申し上げます。

室内プール施設は、組合周辺地域の方々の要望により設置し、以来30年以上経過しており、プール棟全体に老朽化が見られることから大規模改修工事を行い、昨年4月にリニューアルオープンいたしました。リニューアル後の利用者数は、リニューアル前の前年度に比べ6%ほど増加しております。本年度の利用者数は、7万2,500人を見込んでおります。また、浴場施設の利用者数は、前年度の当初計画者数と比較して1,400人、1.6%増の8万8,000人を見込んでおります。

厚生施設の運営につきましては、安全の確保と衛生面に配慮した厳重な水質管理など安全に十分注意し、市民の皆様に快適に施設を利用していただけるように努めてまいります。

次に、今後の組合の課題について申し上げます。

組合組織の体系について、昨年7月よりクリーンポート長期包括運営管理事業が実施されたことに伴い、クリーンポート施設を含む現状の施設を適切に運用し、事務執行の円滑化を図るため、簡素で効率的な組織運営を目指して、組織の見直しについて検討してまいります。

厚生施設の運営管理について、効率的・効果的な管理運営を目的として、民間事業者のノウハウの活用による利用者へのサービス向上、利用者増加、コスト縮減及び改修計画の実効性を検証した上で、平成33年度指定管理者制度導入に向け、検討してまいります。

不燃・粗大ごみ処理施設の改修計画については、関係市における容器包装プラスチックの資源化や小型家電のリサイクルの状況、また東久留米市の家庭ごみの有料化など、当組合に搬入される不燃ごみの組成及び量並びに粗大ごみの搬入量などを見ながら、適切な施設の規模、処理方法及び改修の実施時期につきまして、関係市と連携し、協議・検討してまいりたいと考えております。

清柳園の焼却施設については、休止して30年以上経過しており、施設の解体方法や解体後の跡地利用などについて、今後も引き続き調査、研究を行い、関係市と連携し、協議・検討してまいります。

最後に、組合運営に当たっては、中間処理施設としての役割を適切に遂行するため、クリーンポート運転管理、不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター、し尿処理施設及び厚生施設の業務の見直し並びに改善を図りながら、費用対効果を精査した上で効率的な施設運営に努めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、平成30年度の組合事業に関する基本的な考え方を申し述べましたが、柳泉園組合議会、関係市住民の皆様並びに周辺地域の皆様の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げまして、施政方針とさせていただきます。

○議長（田中のりあき） ただいまの管理者からの施政方針の中で、3ページの下から12行目、「188万5,000」、その後に「円」が抜けておりますので、「円」の追加の訂正をよろしくお願いいたします。

次に、行政報告を行います。

○助役（森田浩） それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成29年11月から平成30年1月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページの総務関係でございます。

1の庶務について、(1)の事務の状況でございますが、柳泉園組合周辺自治会定期協議会を、東久留米市においては11月8日に、東村山市においては9日にそれぞれ開催し、その中で上半期における組合の施設管理運営等についての御報告を申し上げ、また、そのほかに8月29日に発生しましたスプレー缶等の混入による粗大ごみ処理施設内での爆発事故の報告を申し上げ、御理解をいただいたところでございます。

11月13日に関係市で構成する事務連絡協議会、15日に管理者会議を開催し、平成29年第4回柳泉園組合議会定例会の議事日程(案)等について協議いたしました。さらに、1月9日、12日及び15日には、平成30年度の当初予算案について、各市に持ち回りで事務連絡協議会及び管理者会議を開催し、関係市に対し説明をさせていただきました。

(2)訴訟の状況でございますが、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業契約における住民訴訟事件の第4回口頭弁論が12月8日に行われました。

この内容でございますが、これまでの口頭弁論では、原告が提出した準備書面について、裁判長よりその都度、指摘や指示などがあったため、実質的な審理が行われておりません。なお、2月16日にも第5回口頭弁論が行われておりますが、原告らが12月8日に提出した訴えの変更申立書により、請求の趣旨第2項において「柳泉園組合が長期包括契約を締結したときには、契約金144億円予定を請求することを求める。」ということから、「4,606万313円及びこれに対する平成29年9月28日から支払い済みまでの年5分の割合による金員を請求せよ。」とのことに変更されております。この変更した金額の根拠が示されていないため、裁判官から根拠を示すように原告側に指示したままで、実質的な審理は行われておりません。次回は4月24日に第6回口頭弁論が行われる予定でございます。

続きまして、2ページの見学者についてでございますが、今期は11件、707人の見学者があり、このうち一般の見学が3件、小学校の社会科見学が8件でございます。

次に、3、ホームページについてでございますが、表2に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、4、ごみ処理手数料の収入状況でございますが、表3に記載のとおりございま

す。これにつきましても御参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページの5、監査についてでございますが、両監査委員において、11月9日に例月出納検査が行われております。

次に、6、契約の状況につきましては、今期は1件の工事請負契約を行っております。詳細につきましては行政報告資料に記載してございますので、参照していただきたいと思います。

なお、行政報告資料2ページでございますが、前回の定例会におきまして、議員からの質疑で、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業における大規模補修工事などの情報提供をするようにとの御意見をいただきましたので、今期に着手した定期点検整備補修、大規模補修及び事業者の提案によるその他補修について記載させていただきました。今後も行政報告の資料として情報提供させていただきますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページのごみ処理施設関係でございます。

初めに、1、ごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期の関係市のごみの総搬入量は表4-1に記載のとおり1万7,065トンで、これは昨年同期と比較しますと940トン、5.2%の減少となっております。

この内訳でございますが、可燃ごみは4ページの表4-2のとおり1万5,186トンで、昨年同期と比較しますと836トン、5.2%の減少、また不燃ごみは表4-3のとおり1,740トンで、昨年同期と比較し123トン、6.6%の減少となっております。また、粗大ごみは5ページの表4-4のとおり138トンで、昨年同期と比較し19トン、16.0%の増加となっております。

なお、関係市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、3ページの表4-1から5ページの表4-4に記載のとおりでございます。

次に、表4-5でございますが、1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

続きまして、6ページの表5-1及び表5-2は、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。御参照いただきたいと思います。

続きまして、7ページの表5-3につきましては、動物死体の搬入量でございます。

続きまして、8ページでございます。表6は、缶類等の資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は1,336トンで、昨年同期と比較いたしますと487トン、26.7%の減少となっております。

次に、9 ページ、2、施設の稼働状況でございます。

まず、柳泉園クリーンポートの状況でございますが、11月に1号炉及び1号タービンの定期点検整備補修が完了し、その後、順調に稼働しております。また、1号炉及び3号炉の排ガス中のばい煙測定並びに下水道放流水測定を実施してありまして、周辺自治会の皆様方の立ち会いのもとで排ガス中のダイオキシン類測定を実施しております。12月には1号炉及び2号炉の排ガス中のばい煙測定並びに下水道放流水測定の実施、また、工場内の作業環境ダイオキシン類測定を実施しております。1月には3号炉の定期点検整備補修を実施し、1号炉及び3号炉の排ガス中のばい煙測定並びに下水道放流水測定を実施し、周辺自治会等の皆様の立ち会いのもと、排ガス中及び土壌中のダイオキシン類測定を実施しております。

放射能関係の測定につきましては、焼却灰等の放射性物質濃度測定及び排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、また敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果につきましては、11ページの表12-1から12ページの表12-3に記載しております。

続きまして、9ページの表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございます。クリーンポートで焼却しております可燃物等の焼却量は1万6,887トンで、昨年同期と比較いたしますと776トン、4.4%の減少となっております。

続きまして、10ページでございます。表8及び表9は、ばい煙及びダイオキシン類の測定結果を記載しております。それぞれ排出基準に適合いたしております。

また、表10につきましては、水銀濃度分析計の測定結果を記載しております。この期におきましては検出はございませんでした。

続きまして、11ページの表11は、下水道放流水の各種測定結果を記載しております。こちらにつきましても排除基準に適合いたしております。

続きまして、12ページでございます。(2)不燃・粗大ごみ処理施設でございます。11月には、10月より引き続き、定期点検整備補修を実施し、完了いたしております。12月には、バグフィルターの清掃を実施し、1月には、ごみ投入クレーン補修を実施しております。

次に、表13の粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃・粗大ごみの処理量は1,878トンで、昨年同期と比較いたしまして105トン、5.3%の減少となっております。

続きまして、(3) リサイクルセンターでございます。11月、12月及び1月は、特別な事象もなく、施設は順調に稼動しております。

次に、13ページでございます。表14のリサイクルセンター資源化状況でございますが、資源化量は1,336トンで、昨年同期と比較いたしまして487トン、26.7%の減少となっております。

続きまして、3、最終処分場についてでございますが、引き続き焼却残渣は東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設に全量を搬出してしております。今期は2,219トンで、昨年同期と比較しますと13トン、0.6%の減少となっております。搬出状況は表15に記載のとおりでございます。

次に、14ページでございます。4、不燃物再利用状況についてでございます。不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、屑ガラス等につきましては、埋め立て処分をせずに、ガス化熔融による燃料ガスや路盤材として再利用を行っております。再利用の状況につきましては表16に記載のとおりでございます。

続きまして、し尿処理施設関係でございます。今期のし尿の総搬入量は242キロリットルで、昨年同期と比較いたしまして25キロリットル、9.4%の減少となっております。表17-1から15ページの表17-3までに搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、2、施設の稼動状況でございますが、11月に沈砂槽・受入槽などの清掃、1月に貯留槽の清掃を実施しております。

表18のし尿処理施設における下水道放流水測定結果でございますが、それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、16ページの施設管理関係、1、厚生施設についてでございますが、各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、野球場の利用回数は88.6%、テニスコートの利用回数は22.1%、浴場施設利用者は22.8%、それぞれ増加しております。なお、会議室、室内プール及びトレーニング室におきましては、昨年同期、プール棟の大規模改修工事を実施していたため、全ての施設において増加しております。各施設の利用状況につきましては、表19-1及び表19-2に記載のとおりでございます。また、各施設の使用料の収入状況につきましては、17ページの表20に記載のとおりでございます。

次に、(3)の施設の管理状況でございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表21及び18ページの表22に記載してございます。それぞれ測定結果の数値につきましては、基準に適合いたしております。



最後に、2点ほど御報告申し上げます。最初に、清柳園敷地内から発見された水銀不法投棄物について御報告させていただきます。

この件関しましては、12月20日付の文書で皆様に御報告させていただきましたが、保管対応や処理方法の調整のため報告が遅くなったことにつきましては、この場をおかりしておわび申し上げます。大変申しわけございませんでした。

その後の経過でございますが、東京都及び東村山警察署等との協議を経まして、12月26日に処理業者であります野村興産株式会社及び運送業者である大興運輸倉庫株式会社との間で、国の定める水銀廃棄物の処理基準に基づく契約を締結しまして、12月28日に当組合から搬出されております。

その後、大興運輸倉庫株式会社川崎事業所で積みかえ保管後、2月21日に野村興産株式会社イトムカ鉱業所に搬入され、処理されております。

次に、2月13日に提出された住民監査請求について御報告申し上げます。

請求内容ですが、柳泉園組合が住友重機械エンバイロメント株式会社と締結した柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業委託契約について重大な瑕疵が見つかったとのことで、同契約の取り消しを求めて、関係3市の市民13名により、住民監査請求が起こされております。

請求人が重大な瑕疵として主張していることにつきましては、3点ございまして、1点目は、本件契約に当たり、請負契約として進めなければならないことをわかった上でとった柳泉園組合の対応は、当初の入札に立ち返ってやり直すのではなく、議会に承認を求めるという手続だけであったことが瑕疵に相当するということ。

2点目でございますが、本件契約手続で住重環境エンジニアリング株式会社と仮契約を結んだが、同社における登記簿の目的欄に、焼却炉の大規模改修工事を請負契約として受託するために必要な廃棄物処理施設事業及び建設業の記載がないことから、本件契約を受託する資格がなく、一方で住友重機械エンバイロメント株式会社の登記簿の目的欄には、廃棄物処理施設事業及び建設業の記載があり、そこで、住友重機械エンバイロメント株式会社に吸収される形をとり、その仮契約を受け継いで結んだとする同社との契約上の無効は明らかであるということ。

3点目でございますが、本件契約の方法では、一般競争入札総合評価方式で実施しており、住重環境エンジニアリング株式会社とテスコ株式会社との入札金額においては、テスコ株式会社のほうが安い価格で応札をしたが、総合評価により住重環境エンジニアリング

株式会社が落札している。地方自治法第234条では、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約等が定められ、原則では、一般競争入札により決定するものであって、柳泉園組合の条例では総合評価方式の位置づけがなく、価格を安く入札した事業者との契約をする必要があり、本件契約は実質的に随意契約であって、公金の支出による地方自治法違反であるといったことの理由により、この3点の理由により住民監査請求が出されております。

なお、この件に関しましては、昨日、両監査委員による第1回要件審査が実施されております。

以上、簡単でございますが、行政報告とさせていただきます。

○議長（田中のりあき） 以上で施政方針及び行政報告が終わりました。

これより施政方針及び行政報告に対する質疑を一括してお受けいたします。

○7番（深沢まさ子） 施政方針のところでは1点と、行政報告に関連する報告も含めて2件伺いたいと思うのですが、水銀の含有廃棄物の混入を防止するというところで、今、今月1カ月、家庭内にある水銀にかかわるいろいろなものの回収を行うというキャンペーンをやられているかと思えますけれども、実際、清瀬市内でも市民センターだとか薬局だとかを回収場所にして実施されているわけですが、今月まだあと1週間ありますので、具体的にはどのくらいの水銀体温計だとか水銀血圧計とかというものが回収されたという、総量みたいなものの分析というのはこれからだと思うのですが、現状でどの程度のものが関係3市から搬入、回収があったのかということをお聞きしたいのと、今後、今回これを1回やられているわけですが、定期的に年に1回とか2年に一度とかという形での今後もこういうキャンペーンをやっていくような形の方針があるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

もう1つは、行政報告の関係のところの工事請負契約のところ、リサイクルセンターコンベヤベルトの交換補修のところなのですが、この資料だけ見ますと、前年度の契約をされた会社と今年度も契約をされているのですが、前年度の契約でいうと契約金額が515万1,600円ということなのですが、今年度の契約でいうと予定価格が298万8,360円で、契約金額が281万160円となっているという状況の中で、全く同じ工事内容だったのか、この工事内容の中に差というか、昨年度やったけれども今年度やらなかったような工事内容が含まれているのか、その辺をお伺いしたいと思います。というのは、入札が5社で行われているのですが、1つは無効という形になっているのですが、2社が辞退をしているという状況の中で、原資は税金ですから最小のコストで最大の

効果をというところはわかるんですが、これが金額が圧縮されていることで、本来価格の範囲内でできない部分を業者の方が請け負っているという形になりますと、そこで働く方の人件費、賃金の部分のところにも影響していくのではないかとも思うので、この辺がどういう中身になっているのかということをお伺いしたいと思います。

それと、最後のところで報告があった清柳園の敷地内の水銀の件なんですが、結局発生したのは11月21日で、実は第4回の定例議会が24日にあった中で、私も清柳園の今後の方針についてお伺いしていた中で、発生していたという事実はそのときにはわかっていたわけで、いろいろ対処方法だとかそのようなものを検討していく中で少し報告がくれたという先ほど助役からのお話もありましたけれども、こういうものが発見されたというこの報告だけでもあってもよかったのかなと、これに関して質問しているわけですから、というのは少し思いました。

それで、そのときにもお話ししたんですが、やはりこういう不法投棄があったということになりますと、立ち入りができる状況にはないということで、安全対策はしっかりとっていますというお話もありましたけれども、実際、不法投棄があるということは、どなたかがいつこの物が投棄されたかというのわからないわけです。そういうところも含めて、やはり安全対策というか、立ち入りができないような形での管理という部分もしていかななくてはいけないのではないかと思いますので、適切に処理されたということは大事なことなんです、その後の方針というところでもしっかり方針化をしていただきたいなと思いますので、答弁をお願いします。

○資源推進課長（濱野和也） まず、現在実施されていますキャンペーンについてでございますが、こちらに関しましては、今月2月1日木曜日から28日の水曜日までの1カ月間、構成3市の家庭に退蔵されています体温計、血圧計等の回収事業を行っております。今議員が言われましたように、この廃棄物はこちらの水銀含有廃棄物に関しましては、市内での薬局・薬店及び公共施設の一部に持ち込んでもらいまして、その後、柳泉園組合のほうに搬入、そして搬出される予定になっております。

まず、量的なものなんですが、こちらに関しましては、関係3市及び柳泉園組合の間で合同会議を開催しております。その中で、数の報告に関しましては、3市ともども言われていたのが、思ったよりも数が少ないなという形の報告は受けておりますが、実際に現段階におきましてまだ回収途中でございますので、数的なものはこちらでは把握できておりません。

今月いっぱいで一応このキャンペーンを終了いたしますが、今後そのようなものが来年度以降も含めて実施されるかどうかということに関しましては、今後、関係3市と協議した上で、続けるのであればやっていきたいなという考えでございます。

続きまして、コンベヤベルトの同じ件名でございますが、金額に差があるという件につきましては、こちらに関しましてはやはりリサイクルセンターのほうには御承知のとおり缶類、ペットボトル、びん、そのような形でのコンベヤが多種にわたってございます。その関係で、年度ごとによりまして補修をする内容に変化がございますので、金額の違いが出ているという状況でございます。

○施設管理課長（横山雄一） 清柳園の不法投棄に関しまして御答弁させていただきます。

まず、報告のおくれに関しましては、速やかな情報提供が必要だったことを深く反省しております。今後の安全対策につきましては、不法投棄されたことを考慮しまして、今回、不法投棄禁止の看板と、あと、防犯灯の設置をいたしたところでございます。今後も定期的な状況確認及び日常的には清瀬市に協力をいただいて、安全管理に努めていきたいと考えております。

○7番（深沢まさ子） 水銀のキャンペーンのことなんですけれども、思ったよりも関係各市で回収をしてみたら少なかったということで、それぞれ関係各市で市報なども含めて広報はされたと思うのですが、見落としていらっしゃる方もいて、実はまだそういう水銀体温計だとか水銀血圧計を使っていなくても御家庭に保管というか、保存されている方がいらっしゃるということはあると思うのですね。まだあと1週間ありますから、その中でどのくらいのものが回収をされてということもこれから分析されることになると思うのですけれども、やはりこれは年に1回がいいのか、2年に1回がいいのかということもありますが、定期的に周知をする中で回収に努めていただくということが、不法投棄とかそういうようなことが起こらないことに、再発防止ということにもなると思いますので、これはぜひ引き続き実施をしていただきたいと思ひますし、キャンペーンをやらなくても、こういうものを回収していますよという形でのPRといひますか、そのような周知も柳泉園組合のホームページですとか、りゅうせんえんニュースですとか、今後もそういうこのキャンペーンを実施した形での分析を行った上で、広報、周知に努めていただいて、定期的に回収をするという方向も含めて検討をしていただきたいと思ひますので、答弁をお願いします。

契約の件については、年度ごとに全く同じ中身の工事内容ではないというお話がありま

したけれども、それではこの予定価格、契約金額の範囲内の中で、十分にやれる範囲での契約の内容だったということでもよろしいんですか。すごくこの結果だけを見ますと、辞退しているところが2社あって、やはりこの金額ではやれないという形で辞退をされたということになると、請け負った会社のそこで働く方の賃金とかそのようなものに影響していくという懸念がやはりどうしてもあるものですから、その部分においては昨年度はこれを工事請負契約でやったけれども、今年度についてはこのようなのをやりましたと、より明確にこの記述も改めていただいたほうがいいのかなと、工事内容に違いがあるというお話でしたので、そういう形にさせていただければと思います。

清柳園についてはわかりました。防犯灯も設置していただいたということで、よかったですけれども、定期的にやはり見回り体制を強化していただくことと、やはり30年休止してからたっているということで、解体とかという形になりますと、またそれはすごく莫大なお金がかかる話にはなるんですが、そういう方向での方針というものもいずれかの時点でやはり計画を立てて、長期的な計画を立てていく必要があると思いますので、それはぜひ実施していただきたいと思います。これは要望です。

○資源推進課長（濱野和也） まず、キャンペーンに関してなんですが、こちらのキャンペーンに関しましては、構成3市が主体となりましてやっている事業でございます。柳泉園組合の役割としましては、回収場所、一度に集められるところとなりますと、やはり中間処理場である柳泉園組合であるということで、こちらのほうに一度に同じ日に集められて、その日のうちに搬出するという形になってございますので、キャンペーンの実施に関しましては、今議員が言われるように、このキャンペーンを1カ月間やったからといって、市内に退蔵されているものが全て搬出されるわけではございませんので、その辺は関係3市のほうでまたやる、そのような計画を立てる等があれば、当然、柳泉園組合のほうにもそのような関係のお話が来るでしょうから、そのようなときにはまた今回のような形で協力しながらやっていきたいと考えております。

あと、金額に関しましては、まず議員が言われましたように、5社のうち辞退された業者も数社ございます。ただ、この辺に関しましては、入札をする際に業者選定委員会を設けてまして、そして決まった業者に対しては、今回、こういう形での工事内容ですということで仕様書も配付しております。それに基づいて、結果的に辞退されるということになりますので、柳泉園組合に業者登録されている業者の中から選出するわけですので、基本的には柳泉園組合としましては実施できるという認識でおりますので、結果的にこのような形

になってしまいましたが、ただ、そのような形はまた30年度、同じような業務をやるに当たっては、選定する際にそのようなところも考慮しながら選定する必要性があるのかなと思っております。

○助役（森田浩） 補足させてもらいたいのですが、まず、工事をする場所の決定につきましては、コンベヤベルトはかなり大量にありまして、その年度年度によりまして全てを一括して交換するのではなく、不都合があるところを交換するものですから、その年度によりましてはその不都合の部分が大きかったり少なかったりする場合がございますので、それに対応した改修工事を行っているということで金額に差があるということがございます。また、それに対する予定価格の設定方法でございますが、事前に幾つかの会社から見積書をいただきまして、その見積書の内容の単価が東京都で示している単価、また建設物価等の単価と比較しまして妥当かどうかということを経営でチェックしまして、その積み上げが予定価格になっておりますから、適正に予定価格が算定されているものとうちのほうは認識しております。

○7番（深沢まさ子） 今、助役から補足いただいた中で、東京都の積算単価とかを見ながら契約をしているということでは、そこは安心しましたけれども、やはり税金ですから、できるだけできる範囲の部分での過大な支出というのは抑制していく必要はありますけれども、やはり入札のときには、その部分での本当にできるのかどうかというところの人員費の部分のことも含めて、公契約条例というものがこの間いろいろな自治体で制定されておりますけれども、そういうところの観点も含めた上で入札というものを検討していただきたいと思っておりますので、それは今後の課題として要望しておきたいと思っております。

○議長（田中のりあき） よろしいですか。

○7番（深沢まさ子） はい。

○6番（たきしま喜重） 施政方針から1点と行政報告のほうと、また施政方針に絡んだ部分として大きく2点質問させていただきたいと思っております。

まず1点目は、2ページの下段にあります関係市との人事交流についてのことなんですが、平成22年から西東京市、平成23年から清瀬市、そして平成30年度は東久留米市との人事交流が見合わすということになっていくということがここで明記されています。理由というのは、ここにも書いてあるんですが、関係市や当組合の職員数が減少していることからということで書いてありまして、なかなかその背景についてはよくわからないんですが、それになっているのですが、ある意味、読み方によっては、やっとならぬ市のか

らこの人事交流がなくなっても理解できる中で、今度、来年からまた、これは事務事業を円滑に進めるという上で、その意思疎通を図ることが極めて重要だと、もちろんそのとおりでございますし、当たり前なことなんです、その部分を目指して来年度からは早期に再開したいと、関係市と協議してまいりますということを書いてあるんですが、このところは大きな政策方針転換というか、そんな形になっているのか、もともとのこの背景の部分が私よくわからないんですが、この辺を教えてくださいなというのが1点。

それから2点目は、行政報告のほうでございますが、施政方針とも関連してまして、厚生施設についての部分なんです。今回のこの期におきまして、野球場の利用が前回よりも大分ふえまして88.6%増加ということで、とても喜ばしいことなんです、この表19-1から見ると、それでもまだまだこの期でも50%を下回っているというのが実態なんです。この辺の質問、テニスコートもそうですね、22%増加しているということですが、もう少し、まだまだというと語弊がありますが、まだ少し余裕があると。このところは以前にも私、この辺の御指摘をさせていただいたところでもございますので、そのところを踏まえて今回また質問させていただいているのですが、今回これを大きくまず、野球場がふえたという部分、天候などいろいろあると思うのですが、そのところの御説明をお願いしたいのと、今度、これが施政方針については、プール棟のほうが大きくりニューアルして増加していますよということで、そういう形で書いてありまして、目標数字も大きくなってきているということは理解しているのですが、野球場、テニスコートについては明記がないということで、今後どういう形でやっていかれるのかなというところを、考えがあれば、方針には載っていないというだけの話かもしれませんし、その辺を御説明していただければと思います。よろしくをお願いします。

○総務課長（新井謙二） それでは、まず、人事交流の関係についてでございます。

この人事交流におきましては、やはり関係市と意思の疎通を図ることが重要だということから、平成10年度から行っている事業でございました。当初におきましてはそれぞれ関係3市1名ずつの人事交流を行っておりまして、関係3市からは改めて柳泉園のほうに1名ずつ来られておりまして、3名の人事交流を行ってございましたが、関係3市におきましても職員数が減ったということがございまして、まず西東京市、それから清瀬市からの人事交流は見合わせておりました。平成30年度におきましての人事交流につきましては、東久留米市のほうからやはりどうしても職員数が減ったということで、30年度については見合わせてほしいということがございました。また、柳泉園におきましても職員数が

減ってまいりまして、現在、人事交流の対象職員としては2名がございます。そのうち1名におきましては、まだ入職後3年で、もう1名におきましては入職後1年という職員がございます。そのような関係でございましたので、平成30年度におきましては人事交流については見合わせておりましたが、先ほど申したように関係3市と意思の疎通を図ることは重要だと考えております。その中の一つといたしまして、人事交流も重要だと考えておりますので、平成30年度以降におきまして、再開に向けて早期に関係市と協議してまいりたいと考えております。

○施設管理課長（横山雄一） まず1点目の野球場の増加の理由なんですが、こちらに関しましては昨年同期、野球場の学童用のほうがプールの改修に伴いまして営業していなかったことが原因で大きく増加しております。今後の野球場、テニスコート等の運営につきましては、施政方針でもございましたが、指定管理者導入に向けて、その中でどうしていくかも検討していきたいと考えております。

○6番（たきしま喜重） ありがとうございます。

人事交流の部分ですが、この文章を読んでいると、変に組合と関係市との関係がうまくいっていないのではないかなんて読めなくもなくて見えてしまったのですね、私の中ではね。いやいや、こちらの組合としてはぜひ交流したいんだが、関係市のほうがうまく人事ができていないのか、これ結構前からですからね、平成22年度か、23年からということで。これがさらに東久留米市もこうなってきたということで、そうなのかななんて思ったところではありますが、おっしゃるとおりですね、これ書いてあるとおり、もちろん極めて交流は大事な話ですので、うまくそれは進めていただければなというだけ、御意見はさせていただきます。

それと、野球場とか、そちらの厚生施設のほうもですが、これはぜひもっともっとうまく野球場の活用ができればいいなということは前から言っていることではございますが、テニスコートもしかりでございますし、そのような部分の中で、全部委託して、全部そこにお任せというのではなく、何かうまいことややはり協議をして、活用に向けてうまく進めていただければなとは思っています。

○議長（田中のりあき） ほかに。

○2番（佐藤一郎） 私、施政方針の中の今後の組合の課題が何点か挙がっているのですが、それについてお伺いしたいのですが、まず最初は、組織の見直しについてということ、組織体系を見直すということでしたけれども、こちらはやはり簡素で効率的とい



うことは、人員を今45名体制ということで、これを削減していくという考え方を組合として持っていらっしゃるのかということをお伺いいたします。

2点目なんですけれども、今お話もありました厚生施設のことなんですけど、平成33年度、指定管理者制度導入ということが今回初めて出たと思うのですけれども、平成33年度というのはなぜ33年なのか、これが平成32年度でもなく、34でもなく、33というのはなぜかというところをまずお伺いしたのと、今少し話も出たと思うのですが、プール、浴場施設だけでなく、グラウンド等も全部一括して指定管理制度を導入する予定なのかということをお伺いします。

それと、最後にもう1点だけ、清柳園の焼却施設のことなんですけれども、やはりこれも老朽化も激しく、施設を解体するのは、私はこれはもう早急にすべきではないのかなと思っております。施政方針の中では、関係市と連携して協議ということなんですけれども、例えばなんですけど、今回負担金なんかも減っていますし、そのようなものを例えば基金のようなものをつくって、各市とももちろん連携しての範囲ですが、そのようなものをためておいて、それをその解体費用に充てていくということなんかはできないものなのかなということをお伺いします。

○総務課長（新井謙二） 組織や体制についてでございます。このことにおきましては、クリーンポート長期包括運営管理事業が実施されたことに伴いまして、技術課の所管事務が減少しておることから、ほかの施設も含めまして、施設を適正に運営管理するに当たりまして、事務の効率化を図るために組織を簡素化し、事務執行が円滑化できるようということで、組織体系の見直しを考えているところでございます。まだ具体的な検討に入ってはいませんが、現在の組織の4課につきまして、3課にするのか、また2課にするのかということなどについて平成30年度中には検討してまいりたいと考えているところでございます。

○施設管理課長（横山雄一） まず1点目の厚生施設の指定管理者制度導入が平成33年度という理由なんですけど、こちらに関しましては施設管理課内で協議を進めてまいりまして、ある程度課内では方向性をまとめたところでございます。その中でいろいろ施設の整備とか、あとは規定の改正とか制定などを考慮した上で、平成33年度が適当であろうということで平成33年度としております。なお、指定管理者制度については、全ての施設一括で行う予定でしております。

最後に、清柳園の解体について、その財源ということですが、それにつきましては協議

していった段階で、ある程度の金額とか概算が出た段階で、計画的に基金を活用するのか、  
どういう財源を使うのかも検討してまいりたいと思っております。

○2番（佐藤一郎） 最初の組織についてはわかりました。現在4課を課の数を減らして  
いくとか、そのような組織を今年度中に考えていきたいということでしたので、その件に  
関しましては了解しました。また、指定管理者制度についても、ことし平成30年度です  
から平成33年度ぐらいが、やはり浴場施設ですとか設備の中のいろいろな改修なんかも  
必要なのかなとも思いますし、その件に関しましてはわかりました。

最後なんですけれども、施設の解体方法というのがさまざまあるのかなとは思うので  
すけれども、それによってやはり金額とかも少しというか、変わってくるものなのかなと思  
うんですけれども、この辺、まずはですからこの解体方法について、私は早急にもう検討  
していただきたいなと思っておりますので、この件に関しましては要望だけさせていただきます。

○3番（村山順次郎） 3点お聞きをしたいと思っております。

私も水銀の関係でお聞きをしたいのですが、施政方針の中で、連続測定とは別に月に1  
回、委託事業者のほうで水銀の測定をしているというお話があったかなと思うのですが、  
どういうふうに測定をされている、連続測定ではない何かのやり方で測定されているのだ  
と思うのですが、どういう測定方法なのかということと、せっかく測定されているので  
すから、そのデータというんですか、結果は知りたいのですが、もう既に何らかの形で公表  
されているのか。欲を言えば、行政報告資料の中に1表足していただいて、示していただ  
ければなと思うのですが、御見解を伺います。

それで、水銀の関係でもう1点なんです、清柳園で不法投棄があって御対応いただ  
いたという御報告をいただきました。大前提としては、不法投棄であり、柳泉園組合として  
は大迷惑だということはまず大前提として申し上げておきたいと思っております。一方で、一般  
家庭用に使う体温計等の対策はとられているわけですが、今回のような不法投棄されたも  
のの形状というか外観、写真も添付していただきましたが、薬びんのような形で、どうい  
う経過でああいうものを誰が持っていたのかというのは全くわかりませんけれども、ああ  
いう形状でああいうものが地域内に、3市の中に退蔵されている可能性もあるんだなとい  
うことを改めて感じるところであります。

これというのは、例えば市民の方がこういうものを持っている、水銀を含んだ何がしか  
のものを持っているのだけれども、どうしたらいいのかという問い合わせがあった場合と  
いうのは、現状ではどういう対応をされているのか、お聞きをしたいと思っております。不法投

棄されるのもよくはないんですが、柳泉園組合として一番困るのは、やはり可燃ごみなどの形で焼却炉の中に入ってしまうというのが一番困るわけです。そうすると、あのぐらいの分量がどかんと入ると、場合によっては焼却炉停止ということも起こり得るわけで、このような水銀がどういうふうにも市内に、地域内にあるのかというのはまだわかりませんが、この対策の一環で、とりあえず問い合わせがあった場合、どういう対応をされるのか、どういうふうにも御案内されるのか、お聞きをしたいと思います。水銀に関しては2点です。

大きなテーマの2点目で、長期包括の関係でお聞きをしたいと思います。

施政方針の前に、前回の定例会で長期包括委託によってどういう工事が行われるのか、どういう工事を行ったのかという技術的な情報提供、特に私が気にしているのは、以前は長期包括をやる前は、議案というか事件にもなって、こういう工事をしますということでA3サイズのカラーのものもあつたりしましたが、かなり詳しい資料提供、情報提供もいただいて審査もして、議決をして工事を実施すると。定期点検整備なんかはそういう議会との関係があつたわけで、長期包括委託になると債務負担行為が設定されていて、年度年度、委託費という形で、今回でいえば10億何がしということが計上されるわけですが、そういうものが計上されるだけで、実際、平成30年度でどういう工事が行われるのかというのがわからなくなってしまうのではないかと、議会に対して情報提供が減ってしまうのではないかと、そういう心配が長期包括委託の議論をする中で指摘してきた一つです。

平成29年の中では、長期包括がスタートして、こういう工事をしていますという資料的な報告、情報提供がなかったのが、前回定例会でいかがですかということをお聞きして、今回情報提供いただいたと思っているのですが、率直に言ってがっかりというか、このぐらいの情報提供なんだなというのをしみじみ今感じているところでもあります。例えば、施政方針も先ほどございましたが、今まではクリーンポートにおいてはということで、去年でいえば、長期包括委託に9億何がしお金を計上していますということとあわせて、クリーンポートプラント制御用電算システムの整備についてということで、この費用についてもこういう工事をしますという説明が施政方針上もあつたのです。平成28年の施政方針でも、従前の施政方針でも全てのことをクリーンポートで行う工事について説明しているわけではないんですが、ピンポイントでこういう工事をします、こういう工事をしますということを1点、2点、施政方針の中でも示していただいていたんです。今回の施政方針は残念ながら、委託費が幾らになりますということだけで終わってしまっているの

すね。そういう面からいっても、議会に対して、柳泉園組合クリーンポートにおいて、来年度においてどういう工事をするのかということの情報提供あるいは説明が、私が心配していたとおりになりつつあるのではないかなということは申し上げたいと思うのです。

それで、事件にならない、議案にならないということで、一定情報が制限をされるということはあるのかなと思ったのですが、それにしてももう少し丁寧な情報提供をいただいてもいいのかなと思います。平成27年第1回定例会での助役とのやりとりもいちいち朗読してもしようがありませんので、ここでは控えますが、一定御答弁も、これについては対応していくという趣旨の御答弁もいただいておりますので、ぜひもう一段、もう二段、この長期包括委託におけるクリーンポートの工事に関する技術的な情報提供、どういう工事をするのか、どういう工事をしたのか、これについては御配慮いただきたいと思いますが、御見解をお伺いをいたします。

3点目は、細かい話で恐縮なんですけど、東久留米市の容器包装プラスチックの処理にかかわることなんですけど、東久留米市の容器包装プラスチックは、委託している業者さんが収集車で収集をして、それを当組合の近接した事業者さんに持ち込んで、中間処理をして処理をするという形で、東久留米市の容器包装プラスチックは柳泉園組合を経由せずに処理をされているという現状があるわけです。一方で、容器包装プラスチックを処理すると必ず夾雑物というのが一定生じます。これをその隣接する事業者さんが柳泉園組合に運んでくるという処理をしていると認識をしているのですね。これはどういうふうに柳泉園組合として処理をしているのか、現状の処理の状況についてお聞きをしたいということと、年末年始の処理なんですけど、特に年始のことなんですけど、1月1日は柳泉園組合はお休みしていますから受け入れしていないと思うのですが、大まか、とりあえず年始から1月12日ぐらいまで、それは後で聞きます。とりあえず、その現状の東久留米市の容器包装プラスチックにかかわる夾雑物処理について、柳泉園組合としてどう対応されているのか、まずその点、お聞きをいたします。

○技術課長（佐藤元昭） まず1点目の御質問ですが、こちらは施政方針の中の2ページですか、携帯型の水銀連続測定装置を使用して検査を実施しているということについてでよろしいんでしょうか。委託しているというのは、まず水銀が検出されてからは、搬入車両の搬入されたものをあけての検査を毎月1回行っております。また今回、施政方針で述べられている携帯型の水銀連続測定装置を使用しての測定というのは、委員会で御報告したものを購入いたしまして、月に一遍程度測定しております。委託してというのは、もし

こちらのほうが間違いなければ、行政報告の中ですので表8ですか、ばい煙測定結果の右端に毎月1回行っていることの結果が水銀という形で載せさせていただいております。そのことをおっしゃっているのか、私がいまいちわからなかったのですが、そういうことであれば行政報告のほうに載せておりますということでお答えさせていただきます。

続きまして、1つ飛びますが、長期包括関係の資料を行政報告資料の2ページの柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業に伴う補修ということで、あまりにも簡単過ぎるのではないかというお話だったかと思うのですが、こちらは今までの定期点検整備補修、前のページ、1ページに出ているような250万円以上の工事請負契約状況と似通った形で作らせていただきましたが、今議員から指摘がございましたので、今後どの程度までお示ししたほうがいいのかということを検討させていただいて、次回以降はまた改めて違う内容を検討させていただければと思います。

○資源推進課長（濱野和也） まず1点目なんですが、関係3市から出されました水銀含有廃棄物なんですが、そのような問い合わせが柳泉園に来た場合、直接市民の方からの受け入れはしてございませんので、基本的には構成3市の清掃担当、そちらのほうに御案内して再度聞いていただけるようにしてございます。

それともう1点の東久留米市から搬入されます夾雑物、その辺に関しましてなんですが、市内で回収しました容器包装プラスチック及びペットボトルについては、柳泉園組合には搬入せず、東村山市にある中間処理施設へ搬入され、資源化を行っております。その中で、中には分別がされていないもの、または資源化に適さないもの、そのようなものを夾雑物と言われているのですが、そのようなものが発生した場合、柳泉園組合には不燃ごみとして搬入し、処理をしているという工程になっております。

○3番（村山順次郎） 僕もかみ合っているのか、かみ合っていないのかわからなくなったのですが、施政方針におきまして、最初のほうで水銀に関する一連の御説明がありますよね。水俣条約のお話があって、その後に、法律上は年2回測定するんだが、長期包括運営管理事業委託において毎月1回やっておりますというお話があったのです。これはその前段で携帯型の水銀連続測定装置の測定とはまた別の話なのかなと思って受け取ったので、この要領について事業者さんのほうでどういう測定をされていて、その結果については公表されているのか、されているとしたらどこで見られるのかという質問だったので、同じことかというんだったらそういうことだとわかるので、別の測定を連続でやっているものとは別にやっているのか、表8に書いてあるのがまさにそれかというんだったらわか

りましたという話になりますので、かみ合っているかどうか、もう一回御説明いただければと思います。

体温計等ではない水銀を含む何か、あるいは場合によっては水銀そのものということもあるかもしれませんが、それについては仮に電話で問い合わせがあったとしても、3市の担当部署におつなぎをするという御説明だったと思います。私は清柳園に不法投棄されたということは偶然ではないと思っているのです。ある程度の意図を持ってわざわざ清柳園に持っていったのではないかなと推測、あくまで推測です、単なる偶然かもしれませんが。水銀を含むものを捨てられない、かといってその辺に放るのも気が引けるというので、清柳園に持っていったのではないかなという推測をするんですね。ですので、ぜひ電話でお問い合わせがあったときに、その方が適切に処理できるように、知恵がないんですが、柳泉園としても御案内ができるように、あるいはホームページに、水銀を含む製品をお持ちの方はここに問い合わせてくださいとか、こういう処理をしてくださいとかいうことをしていただくことが、結果的に焼却炉に廃棄物とかという形をとって水銀が持ち込まれない一つの対策になるかなと思うので、その点は御検討いただけるか、御答弁いただきたいと思います。

長期包括委託の関係ですが、情報提供に関する資料については一旦御検討いただけるということでしたので、それにまず御期待をしたいと思います。やはり大きな予算を投じて行われる工事であります、長期包括委託であっても。安全・安心と並んで安定的な処理というのが柳泉園組合に課せられた大きな役割の一つでもあって、この間、私がこの席に座り始めて、技術的なさまざまあれこれというのがなかったわけではもちろんありませんので、後で検証可能なように、こういう工事をした、こういう工事をするということについては、一定の範囲で、全てについてはと申ませんが、長期包括委託前の情報提供に比して劣ることのない形での情報提供をお願いしたいと、その方向で御検討いただくように、これはお願いをいたします。

それで、東久留米市の容器包装プラスチックの夾雑物の処理について不燃物として処理をされているということでした。お聞きしたいのを先ほど控えていたんですが、この年始、1月1日からおおむね、あまり聞いてもしようがないので12日ぐらいまで、柳泉園組合に持ち込まれた公車扱いの不燃ごみ、これは1日ごとの重さで統計をお持ちだと思いますので、これだけお示しいただければと思います。

それで、加えて聞くんですが、多分そうだろうと思うのですが、不燃ごみとして持ち込

まれる以上は遠心分離というか、重さで分別をして、あるものは焼却処理、あるものはガス化熔融ですか、ということで処理されると思うのですが、推測するに、プラスチック類の夾雑物ですから大体のものは焼却されるという理解でいいのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○技術課長（佐藤元昭） すみません、質問の趣旨がうまく聞き取れなかったようで、水俣条約にかかわる水銀の測定ということで、こちらは長期包括運営管理事業と同時に行っておりまして、こちらは連続ではございません。バッチ式で分析業者が月に一遍来て測定しているものでございます。その結果をきちんと事務報告にも記載させていただきたいとは思っておりますので、引き続きこちらのバッチによる水銀測定結果は載せさせていただくということでございます。

○資源推進課長（濱野和也） まず、柳泉園組合にそのような水銀含有廃棄物の受け入れに関して連絡等が入った場合は、関係3市のほうにということで御回答いたしました。確かにだからといって柳泉園が何もしないというわけではなくて、例えば今回のキャンペーンにおきましても、連絡先としては柳泉園組合の名前も連絡先として入っています。ただ、現状ではキャンペーンに関しての問い合わせは、今のところたしか1件もないはずですが、今後このような水銀含有廃棄物を処理したいということで市民の方からも問い合わせが柳泉園ということであるでしょうから、その辺はそのような全て3市に任すというわけではなくて、その辺は関係3市と協議しながら、どのように進めていくか、そのようなものも話し合いをして決めていければなと思っております。

次に、東久留米市、その年始につきまして量的なものなんですが、確かに議員おっしゃいますとおり、1月に東村山市の中間処理施設から搬入されました夾雑物、こちらの量に関しましては、確かに1月の年明けて1週間後ぐらいなんですが、通常よりも多い日がございます。これは通常、毎週水曜日が東久留米市の場合は不燃ごみの回収日であります。その多い日というのが前日の火曜日でした。これはどのような経緯なのかということに関しましては、先ほど御報告させていただきましたが、通常の不燃ごみを回収する日以外にそのような夾雑物が搬入される、要は、市で回収した粗大ごみからの硬質系プラスチック類に加えて、あと、市で回収した容器包装プラスチックとかペットボトルが東村山の中間処理場のほうへ経由して柳泉園組合に搬入されるということで、毎週水曜日の不燃物を回収する日とは別に曜日によっては多く入るということで、今回の水曜日ではない日に夾雑物が多く入ったというのは、事前に東久留米市から報告を受けています。報告を受

けた際に、夾雑物ということで、この日少し量が多いという報告を受けたのみですので、定期的に搬入される日におきましては特別事前には報告は受けておりませんので。ただ、この日は東村山の中間処理施設から多く入りますということで報告は受けているところでございます。

あと、もう1点の、そちらから搬入されます夾雑物に関しましては、破碎機にかけて、そしてトロンメルにかけて、軟質系と硬質系に分類して、硬質系はガス化溶融、軟質系は焼却という形で、議員が言われるとおり、それらの処理を行っておりますが、内容的には容器包装プラスチック類、あるいはペットボトルですと、大体が焼却のほうに回るのではないかなと思っております。

○3番（村山順次郎） 排ガス中の水銀測定の関係ですが、現状では、長期包括運営管理事業委託における排ガス中の水銀測定に関しては、データは公表されていないけれども、事務報告の中で報告をしていきたいということでしょうか。表8がそうなんでしょうか。そうなんです、わかりました。それで理解をいたしました。今、うなずいていただいたんですが、一言御答弁いただければと思います。

それで、長期包括の情報提供は先ほどお願いをいたしましたね。東久留米市の容器包装プラスチックの関係ですが、わかりました。水曜日が通常の収集で火曜日が多かったということで、これは事前に連絡があったということですが、一例で結構ですが、9日でしたっけ、最初の火曜日が9日、9日が何トンで、通常の収集、水曜日が10日だと思うのですが、これが何トンだったか、その点だけお答えいただきたいと思えます。

○技術課長（佐藤元昭） 今、村山議員の推測のとおり、月1回委託して測定した結果につきましては、表8の右端、「水銀」というところの欄に出ているものがその結果でございます。ちなみに、今まで連続測定ではかっているものも、10ページの一番下、表10に記載されているということでございます。

○資源推進課長（濱野和也） 量的な問題なんです、まず年が明けまして1月、まず水曜日なんです、最初に回収されましたのが1月10日の水曜日、こちらは定期的な不燃物の回収日なんです、この日が55.01トン回収されております。これは年明けの最初の水曜日ということでございます。ですので、その1週間前と申し上げますか、年末年始を挟みますので、その前がもう前年になります。それが12月27日の水曜日でございます、そのときが43.8トンの量が搬入されてございます。ですので、こちらの1月10日の55.01トンは年末年始におけるごみの量となりますから問題ないと思えます。ちな



みに、1月10日から1週間後の1月17日の水曜日は、こちらはやはり落ちついたのか、25.37トンの搬入量になってございます。

1月9日の火曜日なんですけど、この日が夾雑物として搬入されました量が15.5トン。では、ほかの日はどうなのかといいますと、大体平均1トンから多くて3トン未満という形になっております。

○3番（村山順次郎） 先ほど、水銀を含む廃棄物の関係で問い合わせがあったことについては、これは対応をぜひ検討をしていただきたいということをお願いいたします。夾雑物も含む不燃ごみの持ち込みの量についてはわかりました。ありがとうございます。水銀の排ガスについてもわかりました。すみません、理解が悪くて。ありがとうございます。

○議長（田中のりあき） ほかに質疑のある方。

○1番（小山實） 私は施政方針について2つほどお聞きしたいと思います。

6ページのところに厚生施設の運営管理の指定管理者制度導入の件が出ておりますが、指定管理者制度導入は非常に私は前向きでいいお考えだと思います。この中でどのようなメリットがあるかというのが重要だろうと思いますが、この中の記述で、サービスの向上、利用者増加というのはわかるんですが、コスト縮減及び改修計画の実効性を検証するという記述がございまして、このコスト縮減及び改修計画の実効性、今段階でもしわかっているお考えがあれば、教えていただければと思います。

それが1点と、あと、その次に、不燃・粗大ごみ処理施設の改修計画という記述がございまして、この不燃・粗大ごみ処理施設につきましては東久留米でも家庭ごみの有料化が今実施されておまして、ごみのリサイクル化といったもの、あるいは資源化といったことがこれから進んでいくと思われまして、この不燃・粗大ごみ処理施設の改修計画というのはどのような目的で、どのようなことをお考えなのか、今段階でわかっているところがあれば教えていただきたいと思います。

以上2点、よろしくお願いたします。

○施設管理課長（横山雄一） 1点目の厚生施設指定管理者導入のコスト縮減と改修計画についてですが、まずコスト縮減に関しましては、現在、厚生施設の受付に関しては、当組合の再任用と嘱託員で受付をやっております。その関係で指定管理者が導入されれば、その人件費が削減されると今課の中では考えております。改修計画の実効性に関しましては、こちらはやはり浴場施設もかなり老朽化している部分とか設備がございまして、あと、野球場、テニスコートについても、土の入れかえとか、結構でこぼしたところもご

ざいます。そのような施設全般の改修計画を課として計画し、その実効性、どれだけできるかによっても指定管理者導入がスムーズにいくかいかないかになると思いますので、その辺になります。

○資源推進課長（濱野和也） 不燃・粗大ごみ処理施設の改修計画についてですが、粗大ごみ処理施設に関しましては、昭和50年2月稼動以来42年が経過しようとしております。昨年、平成29年3月発行の「柳泉園組合一般廃棄物基本計画」では、第3期計画としまして、平成29年度から平成33年度までの計画が定められております。その中で、施設整備におきましては、施設の更新を含めた対策を検討する必要があると記されてございます。関係市では、ごみ排出量の抑制と分別収集に取り組むことで搬入量の削減化に努めておりまして、施設の更新については処理能力、設置場所、処理形態及びそれにかかわる財源確保等の検討が必要となってきてございます。

今後は、昨年、東久留米市のごみの有料化が開始されたことも踏まえまして、ごみ搬入量の推移状況を考慮しながら、関係市とは事務連絡協議会をはじめとする各会議の中において話し合いを行って、協議・検討していきたいと考えてございます。

○1番（小山實） ありがとうございます。

厚生施設の運営管理にかかわる指定管理者制度導入、コスト削減は主たるものは受付等要員のコスト削減と。それから、改修計画については老朽化等を踏まえて、いろんな利用人数等の増加みたいなものを一応考えながらの改修計画も少しは考えの中にあるというお考えだと思います。この厚生施設、これから今本当に高齢化がどんどん進んでおりまして、このような施設が有効に活用されることは非常に望ましいことなので、この指定管理者制度、なかなかこういう施設の中でノウハウや何かを蓄積するのは難しいと思いますので、今の時代に合った、今のニーズに合ったいろんなコストの削減、そして改修計画、非常に重要な課題だと思いますので、平成33年度を目指して計画的に適切に導入していただければと。この中の市民に対してのメリットやそのようなものを的確にアピールしていただいて、進められることをお願いいたします。

それから、不燃・粗大ごみも本当にこれから分別化ということ、あるいはまた一般的な中ではごみも宝物だとか資源化だとか、そういう話がありますので、そのようなごみがかだんだんと増大してうまく適切に処理されることが望ましいと思いますので、これも適切に、まさに適切に計画し実行されることをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（田中のりあき） ほかに御質問は。

○4番(後藤ゆう子) 施政方針の中から1点と、あと要望が1点ございます。

2ページの上から3行目の「社会経済などの影響により資源回収物などの売払い収入が大幅に減収した場合は、基金を活用するなど」という記載がありまして、先ほどの行政報告の8ページだと、資源物の搬入量が26.7%減ったと。これは東久留米市のペットボトルの搬入量がゼロになったことが大きく下げることとなったと思うのですけれども、この文章だと多分何かの買い取り、金属類とか、燃やした後の金属とか粗大ごみの処理後の有価物の買い取り金額なのか、もう少し収入が大幅に減ったりする理由として考えられるものをもう少し説明していただきたいのと、多分、柳泉園に搬入されるものはだんだん減っていくんだろうなと思っている中で、その中でもこの売り払い収入が予算の中でも収入として入っていく中、基金を活用するに至っては困るなと思うのですが、その辺をどういふふうに予想されているのかというところを、質問が下手ですけれども、減っていくだろうという中で、またその買い取り金額も上下する中で、この辺を柳泉園としてどう考えているのかというところをもう少し私にわかるように教えていただきたいのが1点と、要望は、最後に助役が御説明してくださった2月13日に提出された住民監査請求の件なんですけれども、この報告は1月31日までの報告で、これは最近の話なので報告書にはないと思うのですけれども、私、柳泉園議員をしていますと、市民の皆様からこのような住民監査請求が出たみたいなのをどこからかお聞きになった方から問い合わせも多いものですから、できれば次回の報告でもいいので、書面で市民の皆さんに、こういう経緯で住民監査請求が出ているというのをお伝えできるような形で報告していただければと思うので、これは要望です。要望ですが、一応答弁いただけたらと思います。

以上、お願いします。

○総務課長(新井謙二) それでは、施政方針の2ページの上段に書かれていることとございます。社会情勢の影響によりまして資源回収物などの売り払いが大幅に減収となった場合ということとございますが、まず資源回収物の売り払いにつきましては、3カ月に1回入札をしております、適正価格での売り払いをしておりますが、このことにつきましては、ここに書いてあるとおり、社会経済状況の影響によって上がったり下がったりすると、結構変動が激しいものですから、万が一、そのような状況によって資源回収物の売り払いが前年度より大幅な減収となるような想定がされた場合につきましては、できる限り関係市の負担金に頼ることなく、現在、施設整備基金も5億か6億円ございますので、そのようなものを取り崩して関係市の負担金にできるだけ影響がないようにということとござ

ざいます。

すみません、大変失礼しました。監査請求の書面に関しましては、現在監査を実施しているところでございますので、この書面について議会へ提出するかどうかにつきましては、弁護士のほうと相談させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔傍聴席より発言あり〕

○議長（田中のりあき） 静粛をお願いします。

○4番（後藤ゆう子） ありがとうございました。

もう一回、その資源、上がったたり下がったりというのはわかるんですが、具体的には何の資源が価格全部なのか、金属なのか、ペットボトルなのか、びんのかみたいなもの、それだけ教えていただきたいのと、細かい内容ではなくて構わないので、2月13日に住民監査請求があったというこの3点みたいなものでいいので、ぜひ御検討いただきたいと、これは要望です。

○総務課長（新井謙二） 資源回収物におきましては、これにつきましては、ペットボトル、缶、そのようなものでございます。こちらにおきましては予算にも計上されておまして、この契約におきましては3カ月に1回、適正価格で行っているところでございますので、そのような価格が暴落した場合につきましては、先ほど申したように関係市の負担金に影響がないように基金を取り崩して対応したいと考えているところでございます。

○議長（田中のりあき） 議事の途中ではございますが。ここで昼食休憩としたいと思います。

午前11時57分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（田中のりあき） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

施政方針及び行政報告に対する質疑を一括してお受けいたします。ほかに質疑はございますでしょうか。

○8番（小西みか） それでは、3点お聞きしたいと思います。

先ほども質問にありましたけれども、まず2ページにあります基金の活用という点についてです。先ほどの御説明の中では、どちらかというと一時的に基金も使ってというように意味合いとして私は受けとめましたけれども、本来的に基金というのは計画的に使うために積み立てていくという、私はそのようなものだと認識をしておりますが、その辺の考

え方についても一度御答弁いただけたらと思います。

2点目です。人材の育成ということに関しまして、本年度の人員体制についてはということで3ページに御説明をいただいておりますけれども、今後、職員数としては特に技術課を中心に人数が減っていくという御説明をいただいておりますが、ただ、そうは言っても、長期包括について組合としてのその業務の管理を行っていくということが、とても専門性が必要とされているという点でも大変重要なことではないかと思っております。そうしたところの人材育成というところ、今後、長期的な視点でどのようなお考えなのかというところを御説明いただけたらと思います。

そして、もう1点は、行政報告資料でつけていただきました長期包括の補修の内訳に関してですけれども、こちらで今回、11月から1月ということで御説明をいただいておりますが、そもそも29年度予算の資料といたしまして、大規模補修として平成29年度以降、平成38年度までの内容を主な項目という形で御説明をいただいております、それと実際に行われている補修の内容、もしわかるようでしたらこの年度内、記載していただいておりますものに加えて、どういう予定があるのかといったところも御説明いただけたらと思いますので、どういうことがそのまま行われて、どういうことが次に回されるのですとか、また、もっと本当だったら後の年度にやろうと予定したものを前倒しでしているという、そのような御説明をいただけたらと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○総務課長（新井謙二） それでは、基金の考え方についてでございます。

御承知のとおり、柳泉園組合の基金については3つ、特定目的の基金がございます。退職給与基金、それから施設整備基金、環境整備基金とございます。

まず、退職給与基金の考え方でございますが、定年退職者の推移によって毎年その計画に基づいて定期的に積み立てるものでございます。環境整備基金におきましては、平成28年度におきまして大規模改修という計画がございましたので、その前年度には積み立てをしてございます。

それから、施設整備基金におきましては、これにつきましては厚生施設以外の施設でございます、不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター、し尿処理施設、それからクリーンポートの整備に係る基金でございます。現在、施設については具体的な計画はございませんが、ここ数年間、決算剰余金の半分を施設整備基金に積み立てているものでございます。それらの状況から、施設整備基金におきましては、現在、6億5,000万円ほど

残高がございます。今年度におきましては1億円取り崩す予定でございます。こちらにおきましては、電子制御機器の整備工事に充当する金額のため、1億円取り崩す予定でございます。

今後の予定でございますが、具体的な不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンターの施設の更新、改修などについての計画はございませんが、その後、計画が立てられた後につきましては、その計画に基づいて基金は積み立てていく計画になろうかと思いますが、現在のところ、そのような計画がございませんので、先ほど申したように、負担金以外の歳入が大幅に減額となったときにおきましては、関係市の負担金に影響することのないように、このような基金を活用したいという計画でございます。

次の2つ目の質問でございます。職員の関係でございます。

職員におきましては、定年退職者不補充という考え方につきましては、クリーンポートの運転係について全面委託ということに基づいた考え方でございます。クリーンポートにおきまして昨年から長期包括に入ったところでございますが、大規模改修やそのような整備工事につきましては、職員がそのようなことについて間違いなく行ったということについて検証する必要があると思っておりますので、現在、技術課の整備係がその検証をしているところでございます。

今後の職員の育成でございますが、運転係につきましては、東京二十三区清掃一部事務組合で専門の運転係の危機管理という研修を行っていますので、毎年、職員が1名、そちらのほうの研修を受講している状況でございますので、今後におきましても、平成40年には全面委託になりますが、その間におきましてはできるだけ運転係がそのような専門の研修を受けて、教育してまいりたいという考えでございます。

○技術課長（佐藤元昭） 御質問のありました今年度の大規模補修についてですが、当初お配りしました予定の表に関してやらなかったものはございません。ただし、前倒しでやったものがございまして、ボイラ下ダストコンベヤというものが平成31年に第1回目の予定が入っているのですが、これを前倒しでやっております。ただ、提案による工事計画といたしまして、うちの予定とは違って請負業者が予定していたもので、若干スケジュールが違います。ですので、当初予算の資料と比べて提案に基づいたものでは、押込用蒸気式空気予熱器に関しましては、平成30年度を予定していたものは予定どおりのことしになっております。また、ボイラ下ダストコンベヤも前倒しでやっております。ただし、飛灰処理物搬送コンベヤに関しましては、2系統あるため後回しにして、適切な

時期に工事するというごさいます。ボイラ下ダストコンベヤと押込用蒸気式空気予熱器に關しましては、やはり損傷が激しいため、提案の時期よりも前倒して修理を行ったということごさいます。

○8番(小西みか) ありがとうございます。

まず、基金についてですけれども、それぞれの基金はどういうことに使われるかというのはわかりますが、大幅に減収した場合には施設整備基金というものを常時取り崩すという、そういう基金に位置づけるという意味ということなのか、それともたまたま余裕が、特に予定なく積み上がっている基金のために、目的外と思われるけれども、取り崩して使うということなのか、その辺をもう一度確認をさせていただければと思います。

人材育成につきましては、現在、東京二十三区清掃一部事務組合の専門研修に1名派遣して、研修を行う中でそうした専門的なところは育成しているという御答弁でしたけれども、全面委託した後も組合として業務の状況を確認するという点においてはやはり専門的な知識というのが必要ではないかと私は考えておまして、ですので、そうした専門的な知識を持った職員というのは、たとえ全面委託されたということであっても、組合がこういう形で執行してくださいとお願いした業務がきちんと行われているのかというものを確認するという、それが組合の責務だと思いますので、引き続きこうした人材育成というのは行っていかなければならないと思いますけれども、そこについてもう一度、どのようなお考えなのか、また人員の配置などの予定についても、もう少し長期にわたるものについて予定をお聞きできればと思います。

最後の大規模補修にかかわります当初予算との関係性の中では、一通り全部行われるということに加えて、追加で後年度にやろうと思っていたものを前倒しでやるというものもあるという御説明だったのですけれども、もし予定が当初この平成29年度予算で示されたものと変わっているということがありましたら、ぜひこうした資料をどういうふうに変更しているのか、あとはまた、先ほど前倒しで行われたものがあるということは、きっと後年度の平成30年度以降の予定というものも変わってくるということになると思いますので、多分、毎年その辺は差しかえというんでしょうか、現状ではこういうふうになって、今後の予定もこういうふうになりますということでの表をつくっていただくというのが一番わかやすいのではないかなと思いますので、そのような形でぜひ御提示いただけたらと思いますけれども、それについての御見解をお聞かせいただけたらと思います。

○総務課長(新井謙二) それでは、施設整備基金についてごさいます。

施設整備基金の目的でございますが、ごみ及びし尿等の施設整備に要する経費の財源に充てるために施設整備基金を設置しているものでございますので、この施設整備基金の考え方におきましては、あくまで更新利用だけではなく、通常の施設の整備ですので点検整備費、そのようなものについても該当するという考えでございます、数年前におきましてそのような点検整備補修費に一部充当したことがございます。

今回の考え方といいますか、歳入以外の財源が減った場合ということでございますが、決して基金に対して余裕があるという考えではなく、先ほど申したように、粗大ごみ処理施設やし尿施設の実際の計画が今段階でないものですから、ここ数年につきましてはそのような計画がありませんので、今回こういう社会情勢によって歳入以外の負担金が減った場合についてはその基金を活用して負担金について影響がないようにしたいという考えでございます。

それから、職員の関係でございますが、平成40年度、全面委託になった場合につきましては、東京二十三区清掃一部事務組合のそのような専門研修が必要ではないかと思いますが、大規模改修とかそのような定期点検整備補修が15年間続きますので、そのような専門の職員の育成につきましては、運転係がそのまま平成40年度そっくりいなくなるというわけではございませんので、運転をしてきた専門の研修、今まで培ってきたそのようなものについて、やはり整備係といいますか、そのようなところについて定期点検整備補修とか、そのようなもので実際、実施した検証はできると思っておりますので、これについては問題ないと考えてございます。

○議長（田中のりあき） 質問の中で、新井総務課長、人材配置についても御質問されていたかと思うのですが、その御答弁をお願いいたします。

○総務課長（新井謙二） これにつきましては、平成30年度中に組織の体系を見直すということでございますので、現在の4課を3課または2課にするということで、平成30年度中には検討したいと思っております。

○技術課長（佐藤元昭） 先ほども行政報告資料のことで御指摘がございましたので、今の御意見もあわせまして今後の検討課題とさせていただいて、よりよい資料が出せるように考えていきたいと思っております。

○8番（小西みか） ありがとうございます。

基金のところはよくわからないなという感じはいたしましたけれども、もちろん、各市の負担金を少なくするということは大変重要なことではありますけれども、ただ減らすこ



とだけを考えればいいのかというと、やはりそういうことではなくて、計画的に今後、補修しなければいけない施設があるので、そういうための基金という位置づけというのが本来のあり方ではないかなと思っておりますので、一時的に減収するという場合は、やはり負担金というところで調整するというのが、私は本来的にはそういうふうを考えるべきではないかなと思っております。ただ、先ほどの御答弁、よくわからない点がございましたけれども、たくさんの金額を充当するという事ではないと考えますので、そうした基金のあり方についても、もう一度組合内で御確認をいただくということが必要なかなとも感じているところですので、そこは要望させていただきたいと思っております。

人材育成につきましては、先ほどの御答弁からいたしますと、大規模補修についてはそうした専門的な知識が必要だけれども、運転管理については一緒に業務を行う中で学べていくということもおっしゃっていたかと思っておりますが、あまり専門的な知識は必要ないという御認識ということなんでしょうか。そこはもう一度確認させていただきたいと思っております。

やはり私は、運転のところもきちんと管理していくためには、そうした知識というのが当然に補修ということにもつながってくると思いますし、きちんと組合としての責務を果たすという点での専門知識というものは当然に必要だろうと思っておりますので、その辺の御見解をもう一度お伺いできればと思います。

最後の大規模補修の比較というか、推移につきましては、今後、そうしたところでよりわかりやすい情報提供、これまでもいろいろ同じような内容について情報提供していただいているものが、書式が違っていたり、項目が違っていたりということで、なかなか直に比較をするのが難しいということが多々ございまして、できればそのようなところもある程度、どういうふうに変わっているのかということの方がわかりやすくなるということをご希望いただけていただければ、表をわかりやすいものをつくっていただけたらと思っておりますので、要望させていただきます。

○総務課長（新井謙二） 運転系の件でございますが、運転係は決して知識がないわけではございませんので、機械の取り扱いとか、そのようなことがわからないと当然運転ができませんので、そのようなものが今後、運転係から整備係に移るということは十分考えられると思います。

○助役（森田浩） 基金の関係でございますが、基金の関係につきましては、その使い道につきましては、議員おっしゃるとおり、本来的にはそういう形で使わなければいけないと思っておりますけれども、柳泉園の場合には特定目的基金が3本ありまして、例えばほか

の市町村みたいに財政調整基金がないものですから、使い方としては財政調整基金に近いような、財源が不足した場合に各市に負担金としてお願いするのは、各市の財政状況もございますから、急激にふえるということはなかなか好ましくないものですから、一旦そこで特定目的基金を取り崩して、なるべく急激な負担金の増加にはしないような形で活用しているという状況でございます。

○議長（田中のりあき） 以上をもちまして施政方針及び行政報告に対する質疑を終結いたします。

---

○議長（田中のりあき） 「日程第6、議案第1号、柳泉園組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第1号、柳泉園組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、情報公開審査会委員の報酬額において、関係市の報酬額と差が生じており、関係市との均衡を保つため、条例の整備を要することから、御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○総務課長（新井謙二） それでは、補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案第1号より3枚目でございます。議案第1号資料、柳泉園組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表でございます。

まず、第1条の目的ですが、地方自治法の改正により引用条項を改めるものでございます。

続きまして、2ページをごらんください。

こちらにおきましては、情報公開審査会委員の報酬額、日額8,000円を、会長は1万1,000円に、委員は日額9,000円に改めるものでございます。

本条例は、公布の日から施行し、改正後の報酬額は、平成30年4月1日以後の情報公開審査会の報酬から適用するものでございます。

補足説明につきましては以上でございます。

○議長（田中のりあき） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑はございますか。

○7番（深沢まさ子） 2点になるかと思いますが、確認したいのですが、関係市との均衡を保つためということで差があるというお話でしたけれども、これ、準拠としているのは東久留米市の各いろいろな審議会の委員報酬との関係で改正をするということによろしいのかということと、今回改正に至った時期というのがなぜ今回なのかと、いろいろな審査会の報酬の改定が関係市のほうであって、それに合わせる形で柳泉園組合のほうでも改正をするということなのか。以前にそのようないろいろ関係市のほうでは改正があったけれども、柳泉園のほうではそこら辺の不備があって、今改正をするのか、その辺の時期の理由がわかれば教えていただきたいと思います。

○総務課長（新井謙二） ただいまの御質問でございますが、柳泉園組合は報酬等の額を改定する審議会等は設置してございませんので、また組合審査委員におきましては基本的には構成3市の情報公開審査委員の中から選任している状況でございます。このために報酬額につきましては、構成3市の報酬額を参考にしているわけでございますが、平成14年に柳泉園組合の情報公開条例の制定と同時に審査会委員の報酬を定めております。この報酬額を定めるに当たりまして、当時の清瀬市の報酬額、日額8,000円に準じ決定されたということでございます。今回の改定におきましては、清瀬市のほうにおきましても改定されたということをお伺いしましたので、今回の改正につきましても清瀬市の報酬額に合わせて改定するものでございます。

○7番（深沢まさ子） 清瀬のほうの改正があったのでということでしたけれども、西東京と東久留米については、情報公開審査会委員の日額というもの、報酬規定は、現状でも会長は日額1万1,000円で、委員が9,000円という形になっているのでしょうか。その辺もお伺いできればと思います。

○総務課長（新井謙二） それでは、関係市の報酬の状況でございます。

まず、東久留米市におきましては、会長が1万1,000円、副会長が1万円ということでございます。西東京市におかれましては、会長、副会長、委員ともども1万800円という状況でございます。

○議長（田中のりあき） ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第1号、柳泉園組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関

する条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより議案第1号、柳泉園組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第1号、柳泉園組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案のとおりとする方の賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中のりあき） 挙手全員であります。よって、議案第1号、柳泉園組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中のりあき） 次に、「日程第7、議案第2号、平成29年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第2号、平成29年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、現予算を見直しまして、歳入・歳出をそれぞれ調整する必要が生じたので、現予算の総額28億7,734万円に対し、歳入歳出それぞれ2億1,031万7,000円を増額し、予算の総額を30億8,765万7,000円とさせていただくため、御提案申し上げます。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（田中のりあき） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） それでは、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算におきましては、決算見込み額が現予算額より大幅に増または減となる歳入及び歳出予算を調整させていただく内容でございます。

それでは、補正予算書の2ページ、3ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算補正は、款項の区分における予算の補正で、歳入及び歳出の款項の補正額につきましては、それぞれ表に記載する金額でございます。

続きまして、事項別明細書について御説明させていただきます。恐れ入りますが、10ページ、11ページをごらんください。2の歳入でございます。

まず、款2 使用料及び手数料、項2 手数料、目1 ごみ処理手数料、節1 ごみ処理手数料は、4,921万円の増額でございます。この増の主な理由ですが、当初の計画量より1,295トン見込み量が増となることによるものでございます。

次に、款5 繰入金、項1 基金繰入金、目1 職員退職給与基金繰入金、節1 職員退職給与基金繰入金は、1,558万7,000円の増額でございます。増の主な理由ですが、昨年8月末に1名の普通退職者が出ましたので、職員退職給与基金を取り崩し、繰り入れるものでございます。

次に、款6 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金、節1 前年度繰越金は、9,862万円の増額でございます。この増の主な理由ですが、歳入におきましては、スポーツ振興くじt o t oの助成金が当初の計画より4,000万円ほど増額となったことでございます。また、歳出では、契約差金等の不用額によるものでございます。

次に、款7 諸収入、項2 雑入、目1 雑入、節1 資源回収物売払いは、4,690万円の増額でございます。この増の主な理由でございますが、アルミ缶、スチール缶及びペットボトルの売り払い単価が、当初計画より契約単価が上昇したことによるものでございます。

続きまして、12、13ページをごらんください。3の歳出でございます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 人件費、節3 職員手当等の1,558万8,000円の増額は、普通退職者1名分の退職手当でございます。

次に、節2 5 積立金は、説明欄記載の環境整備基金積立金5,095万1,000円の増額でございます。この積み立てにおきましては、地方財政法第7条に規定する決算剰余金の処分に準じ、当該剰余金約9,800万円のうち2分の1に相当する5,000万円の積み立てと、昨年度において、プール棟の大規模改修工事の財源として環境整備基金とスポーツ振興くじt o t oによる助成を充当しましたが、スポーツ振興くじ助成金について当初の申請額で満額決定されたことから、基金の過充当分95万1,000円を積み戻すものでございます。今回の積み立てによりまして、環境整備基金の年度末残高見込みは、約1億1,300万円となります。

次に、款3 ごみ処理費、項1 ごみ処理費、目2 ごみ管理費、節1 3 委託料は、説明欄記

載の柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の1億5,000万円の減額は、平成29年度分の契約差金でございます。

次に、款5予備費の2億9,377万8,000円の増額は、本補正に伴う調整分でございます。

補足説明につきましては以上でございます。

○議長（田中のりあき） 以上で提案理由は説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第2号、平成29年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）の質疑を終結いたします。

これより議案第2号、平成29年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）に対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 討論がないようですので、以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第2号、平成29年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中のりあき） 挙手全員でございます。よって、議案第2号、平成29年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中のりあき） 「日程第8、議案第3号、平成30年度柳泉園組合経費の負担金について」及び「日程第9、議案第4号、平成30年度柳泉園組合一般会計予算」は関連がございますので、一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 御異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第3号、平成30年度柳泉園組合経費の負担金についての提

案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合同規約第14条の規定により、負担金の算出方法及び関係市の負担金の額について定めるものでございます。

続きまして、議案第4号、平成30年度柳泉園組合一般会計予算の提案理由について御説明申し上げます。

予算総額は歳入歳出それぞれ26億4,549万2,000円で、前年度に比べ2億3,184万8,000円、8.1%の減でございます。予算編成に当たりましては、関係市及び柳泉園組合を取り巻く財政状況が極めて厳しい状況でございますので、財源の確保と経費の節減などによりまして、関係市負担金は13億632万4,000円で、前年度に比べ2億9,109万2,000円、18.2%の減となり、可能な限り負担金を少なくすることに努めました。なお、平成30年度の主な施策につきましては、施政方針で申し上げたとおりでございます。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中のりあき） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） それでは、補足説明を申し上げます。

まず初めに、大変恐れ入りますが、議案第4号、一般会計予算資料、平成30年度柳泉園組合一般会計予算資料と題した書類をごらん願います。

本資料におきましては、平成30年度の事業計画で、予算の見積もりの根拠となっており、各施設の処理計画及び主な事業につきましては、先ほど管理者より施政方針の中で申し上げたとおりでございます。

本資料では、議案第3号、平成30年度柳泉園組合経費の負担金についてに関連がございますので、その負担金の算出方法についてまず御説明を申し上げます。

それでは、議案第4号資料、一般会計予算資料の15ページをごらんください。

柳泉園組合負担金の計算方法でございます。この計算方法におきましては、関係市の負担金の負担方法及び私車処分費の取り扱いにつきましては、前年度と同様の計算方法で算出しておりますが、東久留米市環境整備負担金は、本年度から2,900万円の固定費としております。このことにつきましては、昨年、関係3市と協議し、過去10年間の平均額2,900万円と決まったものでございます。なお、負担方法につきましては、従前と同様、清瀬市と西東京市がそれぞれ搬入割合で負担するものでございます。

続きまして、16ページをごらんください。平成30年度柳泉園組合負担金の計算式で  
ございます。まず、平成30年度の歳出予算額を財産的経費及び経常的経費に分け、さら  
に財産的経費は公債費と公債費以外の経費に分けます。この公債費以外の経費には、報酬、  
積立金、工事請負費、厚生施設に係る経費の他、クリーンポート長期包括運営管理事業の  
大規模補修費のうち、更新事業に係る経費が含まれており、この更新事業につきましても、  
昨年、関係3市との協議で決まったこととございます。なお、負担金以外の歳入の取り扱  
いにつきましては、財産的経費の総額から差し引きいたします。

まず、1でございますが、財産的経費の公債費に係る負担で、公債費から歳入を差し引  
きし、その残額を清瀬市及び東久留米市はそれぞれ4分の1、西東京市は4分の2の負担  
でございます。西東京市の4分の2の負担におきましては、合併前の事業に係る起債でご  
ざいますので、西東京市におかれましては、旧田無市分と旧保谷市分の2市分を負担して  
いるものでございます。この起債の償還は、平成34年度には完済されるものでございま  
す。

次に、2でございますが、公債費以外の財産的経費に係る負担で、公債費以外の経費か  
ら歳入を差し引きし、その残額を各市それぞれ3分の1の負担でございます。この公債費  
以外の経費につきましては、議会費、総務費の報酬及び積立金、工事請負費及び厚生施設  
に係る経費並びにクリーンポート長期包括委託に含まれております大規模補修費のうちの  
設備の更新事業費でございます。

なお、平成30年度は財産的経費の総額より負担金以外の歳入総額が上回っているため、  
計算上ではマイナスとなっております。

次に、3でございますが、経常的経費に係る負担で、ごみ処理費、し尿処理費、共通経  
費と区分いたします。共通経費は、報酬及び積立金を除く総務費と予備費の合計となり、  
ごみ・し尿の搬入割合での負担となります。ごみ処理費分としての負担は、ごみ処理費に  
按分した共通経費を加え、関係市の平成28年度のごみ搬入実績量の割合で算出いたしま  
す。

次に、し尿処理経費分といたしましての負担は、し尿処理費に按分しました共通経費を  
加え、関係市の平成28年度のし尿の搬入実績量の割合で算出いたします。東久留米市環  
境整備負担金2,900万円は、東久留米市のごみ分とし尿分の経費比率で按分いたします。

次に、4でございますが、東久留米市環境整備負担金に係る負担で、清瀬市及び西東京  
市の平成28年度のごみ及びし尿の搬入実績量の各割合で、それぞれ2市に負担をしてい



ただいております。

続きまして、17ページをごらんください。5の負担金（1）私車処分費精算前の負担金の表でございますが、財産的経費、経常的経費及び東久留米市環境整備負担金のそれぞれの内訳と合計額で、表に記載のとおりでございます。

次に、（2）私車処分費精算後の負担金の表でございます。精算する私車処分費は平成29年度からの繰越金に含まれておりますが、負担金の計算では私車処分費は除いて算出しております。関係市の負担金の内訳は、それぞれ表に記載のとおりでございます。

6の表は、平成30年度の負担金と前年度の負担金を比較したものでございます。内訳はそれぞれ表に記載のとおりでございます。

続きまして、一般会計予算について御説明を申し上げますので、大変恐れ入りますが、議案第4号、平成30年度柳泉園組合一般会計予算と題した予算書をごらんください。

それでは、一般会計予算書の2ページ、3ページをごらんください。第1表、歳入歳出予算は款項の区分における予算で、その予算額はそれぞれ記載の金額でございます。

続きまして、7ページをごらんください。7ページから9ページにかけて記載の歳入歳出予算事項別明細書でございます。1、総括につきましては表に記載のとおりでございます。

次に、10ページ、11ページをごらんください。2の歳入でございます。

まず、款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金は、前年度に比べ2億9,109万2,000円、18.2%の減でございます。この減の主な理由でございますが、予算総額が前年度に比べ大幅に減となり、歳出予算の一般財源が前年度に比べ約1億円減となります。また、歳入では、負担金を除く歳入予算のうち、一般財源への充当額が約1億8,000万円増となることによるものでございます。各市の負担金につきましては、11ページの説明欄に記載のとおりでございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1施設使用料は、前年度とほぼ同額の微増でございます。

次に、項2手数料、目1ごみ処理手数料は、前年度に比べ2,264万8,000円、4.5%の増でございます。この増の主な理由でございますが、主に事業系一般廃棄物の搬入量が前年度に比べ596トン増となることによるものでございます。

次に、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1ごみ処理費国庫補助金の172万4,000円は、焼却灰及び排ガス中の放射性物質濃度測定費用に対する補助金でございま

す。

続きまして、12、13ページをごらんください。

款5繰入金、項1基金繰入金、目1職員退職給与基金繰入金の4,865万6,000円は、定年退職者2名分の退職手当に充当するものでございます。

次に、款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度に比べ1億8,540万円、55.1%の増でございます。この増の主な理由は、クリーンポート長期包括運営管理事業の前年度、平成29年度分の契約差金約1億5,000万円によるものでございます。

次に、款7諸収入、項2雑入、目1雑入は、前年度に比べ137万1,000円、0.8%の減でございます。減の主な理由でございますが、節3の電力売払いで、売り払い単価の減少によるものでございます。

続きまして、16、17ページをごらんください。3の歳出でございます。

まず、款2総務費、項1総務管理費、目1人件費は、前年度に比べ4,222万9,000円、20.6%の減でございます。減の主な理由でございますが、節3職員退職手当等で、特別職及び定年退職者の退職手当が減となったことによるものでございます。

続きまして、18、19ページをごらんください。

目2総務管理費は、前年度に比べ911万円、12.0%の増でございます。この増の主な理由でございますが、節25の積立金で、職員退職給与基金の積み立てを前年度より1,000万円増額としたことによるものでございます。

続きまして、20ページ、21ページをごらんください。

目3、施設管理費は、前年度に比べ1億3,902万円、209.4%の増でございます。増の主な理由でございますが、節15の工事請負費で、クリーンポートの工場棟、変電室及び管理棟などの空調設備更新工事費1億2,825万円によるものでございます。

続きまして、22、23ページをごらんください。

目4厚生施設管理費は、前年度に比べ228万4,000円、1.6%の減でございます。減の主な理由は、節11需用費で、消耗品や光熱水費が減となったことによるものでございます。

続きまして、24、25ページをごらんください。

款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目2ごみ管理費は、前年度に比べ3億4,208万6,000円、22.9%の減でございます。減の主な理由は、昨年7月よりクリーンポート長期包括運営管理事業を実施したことに伴い、関連する経費が7,000万円ほど減となり

ます。また、クリーンポートプラント制御用電算システムの整備工事が前年度で終了したことで、2億7,000万円ほど減額となったことによるものでございます。

続きまして、26、27ページをごらんください。

目3不燃ごみ等管理費は、前年度に比べ2,075万4,000円、10.8%の増でございます。この増の主な理由は、節11需用費で、不燃・粗大ごみ処理施設の定期点検整備補修費などの修繕料が2,400万円ほど増となったことによるものでございます。

次に、目4資源管理費は、前年度に比べ798万6,000円、6.6%の増でございます。増の主な理由は、節11需用費で、リサイクルセンターの定期点検整備補修費などの修繕料が1,300万円ほど増となったことによるものでございます。

続きまして、28、29ページをごらんください。

目5し尿管理費ですが、前年度とほぼ同額でございます。

次に、款4公債費の元金及び利子ですが、こちらも前年度とほぼ同額でございます。

続きまして、30ページ、31ページをごらんください。

款5予備費は、前年度に比べて300万円、1.5%の増でございます。増の主な理由ですが、事業系の一般廃棄物の持ち込み量が増加したことにより、私車処分費の精算予定額が増となったことによるものでございます。私車処分費の精算予定額を除きますと、純然たる予備費は約2,000万円で、前年度とほぼ同額でございます。

続きまして、32ページをごらんください。32ページから35ページまでは給与費明細書でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

次に、36ページをごらんください。債務負担行為に関する調書で、内容は記載のとおりでございます。

次に、37ページをごらんください。地方債に関する調書で、内容は記載のとおりでございます。

補足説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（田中のりあき） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより一括して質疑をお受けいたします。質疑はございますでしょうか。

○3番（村山順次郎） 2点お聞きをしたいと思います。

各市の負担金が減少しているという御説明と御提案ということになっておりますが、財政フレームのお話もございますけれども、この時点で各市の負担金の今後の見込み、大まかな見通し、平準化をしていくということは既に語られているところなのですが、

長期包括も始まったこの時点での見通しについて御見解があれば、ひとつお示しをいただきたいと思います。

それで、2点目でございますが、厚生施設の関係なんですけれども、指定管理者というお話も出てきてはおりますが、私もいろいろ提案をしてみましたが、やはり広報というか、施設の紹介、利用していただくということの立場からということですが、こういうものも一工夫、二工夫あってもいいのかなと御提案をしてみましたが、例えば、柳泉園組合の入り口のところにあります看板なんかも、お手製で温かみもあっていいなと思う反面、一定時間もたっておりますので、少しその点もリニューアルされてもいいのかなと、柳泉園組合正面の道路も一定交通量がありますので、ここにお風呂があるんだなということも御紹介あるいは利用の御案内をしてもいいのかなというのも御提案を以前させていただいたりしております。これに限りませんが、何らかりニューアルしたタイミングで柳泉園組合の厚生施設を御紹介する取り組みについて、来年度予算審査の場面でございますので、来年度予算の中でこういうことが予定されているということがあれば、お願いをいたします。2点です。

○総務課長（新井謙二） 今後の負担金の見通しでございますが、昨年4月20日の臨時議会で御提出しました負担金の推移でございますが、こちらにおきましては長期包括契約後の金額での財政フレームでございます。平成30年度におきましては13億2,600万円ほどでございます。今回、平成30年度におきましては13億円ほどと、それほど変わってございません。今後の見通しでございますが、現在のところ、不燃・粗大ごみ処理施設やリサイクルセンターの更新事業が決まっていない状況から考えますと、少なくとも5年間程度はこのような形、13億円程度で推移していくのではないかと考えてございます。

○施設管理課長（横山雄一） 厚生施設の広報についてでございますが、現在は広報紙やホームページ、またはバスでの広報でPRをしているところでございます。議員おっしゃっている看板の件につきましては、指定管理者制度に向けて、その辺も設置に向けて検討はさせていただきたいと思っております。

あと、取り組みなんですけど、来年、平成30年度に関しましては、積極的なPRをしていきたいと思っております。各施設の、特にお風呂、プール、トレーニング室、会議室などについては、イベントや教室などを大きくふやすことによって、当組合施設を知っていただくPRにしたいと思っております。

○3番（村山順次郎） 負担金の推移については、現段階ではということで理解をいたしました。クリーンポート以外の施設についての建てかえ等が現実の課題になってくれば、またこれは変わってくる、影響を受けるのはもちろん理解をしております。当面はということで理解をいたしました。リサイクルセンター、不燃・粗大ごみ処理施設、これも決して避けて通れる問題ではもちろんありませんので、この点の検討と、それがどういうふう負担金や財政フレームに影響を与えるのかということ、適時情報をいただければなど思うところであります。

2点目の厚生施設の広報について、御担当のお気持ちは伝わってくるんですけども、PRという何がしか媒体が必要かなと。すごく控え目に表の看板はということで聞いてみましたが、指定管理者制度の導入に向けてと言われると、平成33年まであればあのままかという気にも受け取れる、そういう受けとめもできる場所です。PRというお気持ちをお持ちであれば、ぜひ何か工夫のところ、例えばバスの車内放送というのをされております。ちゃんと調べてくればよかったです、銀河鉄道バス、最も柳泉園へのアクセスがいいバスですが、あの中の中車内放送あるいは車内広告みたいなものはもう既にやられているのですか。もしやられていないようでしたら、これも検討の一つかなと思います。一定のルートで巡回をしておりますし、柳泉園組合の真ん前にバス停がある施設ですから、利用されている方は柳泉園組合はここにあるんだぐらいのことはもう御承知だと思いますが、そこにお風呂やプールということで、幾らです、何時までやっていますという御案内をすると、まあ誘導につながるかなとかと思いますが、あくまで一案であります。少し具体策について、今こうだというのがないにしても、そのところをお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思っております。

○施設管理課長（横山雄一） 先ほども申し上げたところですが、今のところまだ検討されていない状況です。銀河鉄道バスに関しましては、現在、西武バスのような紹介をするようなアナウンスはしていない状況ですので、今後、定期的に確認をとりまして、それができるようになりましたらもちろん載せたいとは思っております。あと、そのほかのPRに関しまして、積極的に考えていきたいと思っております。

○3番（村山順次郎） せっかく大規模改修をいたしましたし、その他の施設もそうですけれども、使っていただける施設があるわけですから、御案内は適時検討していただきたいと、ぜひ具体的な提案があれば、また機会を改めてお聞きをしたいなということは申し上げておきたいと思っております。

○2番（佐藤一郎） 少し今話が出ていました厚生施設に関して、もう少し最初一つ質問なんです、その後再質問いたしますが、歳入のところで、施設使用料が前年とほとんど変わっていないということなんですけれども、先ほどの施政方針の中では、ある程度利用者を増加していきたいという施政方針もあったのですけれども、具体的に1.6%増を見込んでいますとか、浴場施設に関しましては書いているのですけれども、実際の歳入の見込みではほぼ金額が変わっていないということに関して、まず1点質問いたします。

あと、総務管理費の19ページのところの一番下のほうなんです、職員共済会助成金というのがございまして、管理者はよく御存じかもしれませんが、東久留米市では職員共済会の助成は今休止をしております。財政状況が非常に厳しいということで、行革の一環として休止としておるんですけれども、こちらはいきなりもう来年度から休止するというのもなかなか調整も難しいとは思いますが、今後、そのようなことも検討していくことも考えるべきかなと思うのですが、その件に関しまして御見解をお伺いいたします。

○施設管理課長（横山雄一） 厚生施設の使用料の件に関しましてですが、こちらに関しましてはリニューアルが平成29年の4月リニューアルだったものですから、平成29年度の予算にはリニューアルを見込んで大幅に増加させてございます。翌年度に当たります平成30年度につきましては、見込みと過去の実績を考慮いたしまして載せてございますので、微増になっている状況でございます。

○総務課長（新井謙二） それでは、共済会助成金でございます。

現在、助成金におきましては、共済会費とほぼ同額の助成ということでございます。先ほど議員がおっしゃるとおり、東久留米市さんにおきましては助成がゼロということでございますが、関係2市におきましては助成をさせているところがございますが、このような助成金につきましてはできるだけ縮減に向けては検討したいと思っておりますが、組合の職員数が少ないものですから、原資が少ないところでおかつ減額されるということは大変厳しい状況でございますが、いずれにいたしましても職員組合とも調整をして、そのような方向では検討させていただきたいと思っております。

○議長（田中のりあき） よろしいですか。ほかに質疑はございますか。

○6番（たきしま喜重） まず、負担金が減っていったということに対しては、うれしく思っております。それで、今度、こちらの予算のほうなんです、大きく1点だけなんです、13ページにある雑入の4番、自動販売機取扱事務費というのがありますが、こ

これは読んで字のごとく、自動販売機の売り上げかなとも思うのですが、ただ、取り扱い事務という表現もあって、それが具体的にどんな感じのもので、結構な大きな金額が入ってきているのですね、417万円ってばかにならないんだと思います。何でこれをやるかという、先ほどから出ています、例えば野球場にしてもテニスコートにしても、約倍ぐらいの売り上げが入っているというか、そういう形ですので、無視できないところかなと思って、確認させていただきます。詳細な、自動販売機なら何台ぐらい置いてあって、どこに置いてあって、どんな形でなっているのか、ほかにも何か収入が含まれているのかどうか、その辺を含めてまず一回教えていただけますか。

○施設管理課長（横山雄一） 自動販売機取扱事務手数料につきまして、御説明させていただきます。

こちらにつきましては、敷地内に設置してある自動販売機13台、厚生施設内やテニスコート、野球場及びその他敷地内に設置してあるものでございます。そのほかにマッサージ機の売り上げの手数料になってございます。売り上げ手数料は以上なんです、そのほかに自動販売機設置等に伴う光熱水費もこの中に入っております、トータルでこの金額になってございます。

○6番（たきしま喜重） ありがとうございます。

自動販売機が13台とマッサージ機が1台ということでしょうか、4台ですね。4台ということになりました。

それで、あと、光熱費というのは逆に言えば自動販売機やそういうのを使うと支出するほうの金額ですが、そこでプラスマイナスして最終的にこの金額が残っていると理解すればよろしいのでしょうか。それを御答弁いただきたいなと思います。

○施設管理課長（横山雄一） 光熱水費につきましては、使用したメーターを確認しまして、その分を請求しているものでございます。最初はこちらのほうで払いまして、後からもらうような形になっております。

○6番（たきしま喜重） わかりました。直接こちらで管理をするというよりも、委託して全部やっていらっしゃるということ、ごめんなさい、電気代の差し引きをするというのが理解できない、よくわからないんですが、もう一回御説明してください。

今、この委託という部分でいうと、先ほどの施設については指定管理ということで進んでいくわけですが、この自動販売機というのは施設内にいろいろプールとかいろんなところにあると思うのですが、そういうものも含めて平成33年からの指定管理になっていく

のかという部分もあわせて御答弁していただいていた方がいいですか。

○施設管理課長（横山雄一） 光熱水費の関係でございますが、基本的に電気代ですので、うちのほうが主体で支払います。自動販売機の分に関しては、その業者に対してその分をいただいているという形になります。あと、その自動販売機の関係ですが、基本的に厚生施設関係の自販機に関しましては、指定管理後は指定管理者のほうに任すような体制になると思います。

○6番（たきしま喜重） ありがとうございます。

業者さんが自動販売機を管理しているということは間違いのないことだと思います。指定管理ということで当然に全部こうなっていくんですが、このところってすごく大きな収入です。これはうまく考慮していただくというか、意識されたほうがいいのではないかなとすごく思いました。私のところにも自動販売機があったりして少し関心があったのですが、非常に1台当たりの自動販売機のフィーというか収入も高いですし、そのような部分では重視して指定管理をやっていくところの論点にしっかりとされてもいいのではないかなと思います。そうすると逆に指定管理者のほうで、もっといっぱい置きたいとか、そういう形にもなってくる可能性もあると思いますし、その辺だけは御留意していただいて、進めていただければと思います。

○議長（田中のりあき） ほかに質疑はございますか。

○7番（深沢まさ子） 2点大きくあるんですが、1点は歳出のところ、23ページのところにAEDの借り上げ料が計上されているのですけれども、AEDを設置してあっても使えなかったら意味がないわけで、このAEDというのはパッドがあると思うのですが、それも消耗品として何年かに一度、期限があると思うのですね。その定期点検だとかは日常やられているのかどうか。現状、設置してあるAEDについては、期限内であるかどうかということと、その期限が過ぎているものについてはやはり借り上げ料の中での消耗品費の計上としてしっかり交換も行っていく必要があると思うので、その辺がどうなっているのかをお伺いしたいのと、職員の方を含めて救命救急の講習などもやっていらっしゃると思うのですが、その辺はどのようになっているのかをお伺いをしたいと思います。

もう1点は、基金の部分なんですけれども、先ほどから、ほかの委員からも出ている施政方針の中で言われている清柳園のことなんですけれども、やはりもう30年たって、もうあそこを長期的にも使う見込みがないということであれば、やはり解体とかそのようなところを前向きに考えていくという方針を、今年度の予算の中に業者に広報の関係も含め



て見積もりをしていくというところの予算が盛り込まれていないようなので、今年度というのは難しいのかもしれないんですが、長期的な計画というものを立てていただく中で、例えばこの解体をするとなったときに、これまでの御説明の中を聞いていますと、各市とも財政状況が非常に厳しいという状況の中で、負担金も抑制していこうという考え方があ一方、施設の改修については基金の活用も考えていきたいとおっしゃっているわけで、この施設整備基金というものがそのような解体の部分を行っていくに当たっても計画的に積み立てをしていって、これを充当して解体という方向に結びつけていくことができるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○施設管理課長（横山雄一） まず、AEDの関係でございますが、こちらに関しましては平成30年、来月の3月31日でまず1回目のリースが満了します。平成30年度におきましては新規のリースとなります。議員おっしゃったようにパッドとかは消耗品でございますので、そのリースの中で定期的な交換、あとバッテリーの交換も含まれた内容でリースをしてございますので、ちゃんと万が一のときには備えられるようにはなっております。あと、救命救急の講習に関しては、特にこのところやっております。

○総務課長（新井謙二） それでは、基金の関係でございます。

清柳園の解体とかそういうことについては、具体的に決まりましたらそうしたことで、財源措置といたしまして基金を活用するかどうかということになってくると思いますので、現在のところはまだ解体の計画は立てておりませんので、こういう状況でございます。

○7番（深沢まさ子） AEDの件は、消耗品も含めてしっかり点検をしていただきたいと思いますが、救命救急講習をぜひ定期的にやっていただく必要が職員の方はあるのかなと思います。それと先ほどから、厚生施設の利用稼働率をどのように上げていくのかというお話もありましたけれども、会議室を活用しての救命救急の教室を開くとか、そういう形の活用の仕方も一つはあるのではないかなと思います。プール使用されている方とか入浴の方で、急に心筋梗塞を起こしてという方も、特に寒暖差があるこういう冬季のときなんかは、やはり起こり得ると思うので、そういう意味でもそういう形の講習を消防署の方と連携してやっていただくというのも一つかなと思いますので、ぜひそれは検討していただきたいと思います。答弁をお願いします。

それから、ここで今計画がないのでとおっしゃっている状況の中で、基金をという話をするのもあれなんですけど、ぜひ計画、清柳園のことですね、計画を立てていただくという中で、基金をどれぐらい積み増していけばいいのかということも、解体方法だとか、私は、

あそこの施設はかなり古い施設なので、アスベストなども使っていると思うんですね。解体をするに当たって、やはりアスベストだとかが建物内に混在しているということになりますと、かなり解体するにしても簡単なものではないと思うので、そういう意味でもあの程度の規模のものを解体するに当たってのいろいろな解体費用についての試算ということも、一定どこかのタイミングで、現在ありませんということではなくて、やはりプロジェクトチームとかということもつくっていただく中で、検討を前向きにさせていただきたいと思いますので、ぜひ答弁をお願いします。

○施設管理課長（横山雄一） まず、救命救急の講習に関しましてなんですが、1つ補足させていただきます。

委託しておりますプール、お風呂を管理している業者に関しましては、その救命救急の講習は行っている状況でございます。職員に関しましては、今後調査研究させていただきたいと思っております。

清柳園の解体につきましては、議員おっしゃるとおり、いろいろ費用が莫大になることが予想されておりますので、早い段階で計画を立て、基金の積み立ても計画的に行うことを調査研究していきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（田中のりあき） よろしいですか。ほかに質疑はございませんでしょうか。

○4番（後藤ゆう子） それでは、2点お伺いします。

まず、13ページの先ほど施政方針でも質問した諸収入の雑入の資源回収物売払いに関してですけれども、先ほどのお話ですと、買い取り金額が結構上下するんだという御答弁だったと思うのですけれども、今回こういう予算を立てるときに、見込み量に掛け合わせるのは今までの一番安く見積もっているのかという、その計算方法、これをお伺いしたいのと、次が19ページの見学者用DVD修正委託なんですけれども、毎回、見学者の数を報告いただいているのですけれども、小学校の見学者がおられるんですが、この小学校の見学者というのは各構成3市の小学3年生なのか4年生なのか、毎年必ず全校が来ているのか、この見学者の計画みたいなものを持っているのかということと、このDVD、確かに厚生施設がきれいになったり、ガス化溶融の件かどこか変わったというので、DVDを修正するのはいいんですけれども、子供用なのか大人用なのか、どういう感じになるのかということと、修正ということは最初につくっていただいたところと同じところをお願いするのか、こういうのはまた入札で新たな業者に頼まないのか、この辺の考え方をお聞かせください。

以上2点、お願いします。

○資源推進課長（濱野和也） 資源回収物売払いに関してなんですが、こちらに関しましては午前中の行政報告の中でもお話があったかもしれないんですが、資源回収物に関しましては年4回入札を実施しております。社会情勢等の関係で、それぞれ入札単価というのが上下することがございますので、結果的には当初予算として定めました金額よりも年4回の入札平均単価が上回ったり、あるいはそれを下回ったりするという状況がございます。ただ、今年度に関しましては、先ほどの補正予算でも報告がありましたが、プラスということで資源回収物は量的には増になってございます。平成30年度のこの金額等に関しましては、そのような過去3年間ぐらいの実績、そのようなものを踏まえまして、当然、計画を立てるに当たりましては、関係3市から来年度このぐらいの量の不燃・粗大、資源物が搬入されるという、そういう情報を得ますので、そのようなものを基本に過去の入札実績、そのようなものを絡めまして、このような金額を算出しているところでございます。

○総務課長（新井謙二） 小学生の見学でございます。こちらにつきましては、毎年3市の小学校の大体4年生の見学が多いようでございます。この見学者用DVDでございますが、小学生におきましては、見学時間が決まっているという状況でございますので、クリーンポートやリサイクルセンターなどを見学すると1時間半程度かかってしまいますので、DVDを見る時間というのにはございません。また、このDVDにおきましては、一般の方の見学者用につくっているものでございます。先ほど申したように、平成13年度クリーンポートができたときに現在のDVDを作成してございますので、その修正版を作成することで平成30年度を考えているものでございます。

この金額におきましては、188万5,000円ということでございますので、委託につきましては50万円以上が入札ということになってございますので、今後、それらについては入札にするか、随意契約にするかは検討してまいりたいと思います。

○4番（後藤ゆう子） ありがとうございます。

資源物に関しては3年間の実績見込み量と、それから、入札は総合的に判断してということだと理解しました。見学者用は子供たちが見るDVDではなくて一般用という御答弁だったとしたら、一般の見学者というのは見学者が少ないからDVDを用意しないわけにもいかないと思うのですけれども、せっかくこれだけの金額を出すのであれば多くの人に見てもらえればいいなと思っているので、何か使える工夫というものをさせていただきたいなと思います。その見学に来ていただいた方に、これも指定管理にしてからとおっしゃる

かどうかわからないんですけども、また2度目は厚生施設を使っていただけるような何か工夫みたいな、パンフレットか、もしくは割引券みたいなものをつける感じで、何とか来ていただけるような仕組みについても考えていただけるといいなというのは、これは意見で終わります。

○議長（田中のりあき） ほかに質疑はございますか。

○8番（小西みか） それでは、何点かお聞きしたいと思います。

まず、予算説明書の一番最後にリサイクルセンター運転業務委託という、10ページに記載がございまして、長期継続契約となっているのですが、それに関連いたしまして予算書のほうで29ページにリサイクルセンター運転業務委託（缶類・ペットボトル）、リサイクルセンター運転業務委託（びん類）と、その欄の一番下に括弧がない運転業務委託というのが3つあるんですけども、どういう違いがあるのかというところを御説明いただきたいのと、あと、先ほどの説明資料の10ページの内容につきまして、運転業務委託の一元化を行うことによりコストの削減を図るということだと思いますけれども、この辺の経緯と、もちろん、人員を減らすということとは読み取れますけれども、その辺も少し御説明をいただけたらと思います。

あと、先ほどのDVDの関係ですけれども、見学時間が短いので見るできないというお話だったと思いますが、何かこういうDVDって学校教育にこそ使うべきものではないかなと私は思っております、今までこういうのも一緒に同じ見学コースということで見ていると勝手に思い込んでいたんですけども、逆に言ったらもう少しいつまんだ形でのDVDという形で、学校の見学にも対応できるような、そうしたものをつくるということが検討できないのでしょうか、ということでお聞きしたいと思います。

あと、説明資料の11ページの長期包括運営管理事業の平成30年度分ということでここに掲載がありますけれども、先ほどの平成29年度の予算資料と比較をして説明をいただきましたけれども、その平成30年度の予定のものと金額を比べてみますと、何か大分違っていたりというのも、これも企業努力というところなんでしょうか。

○資源推進課長（濱野和也） それでは、1点目のリサイクルセンターの運転業務委託に関して御報告いたします。

現在、リサイクルセンターの運転業務は、缶類、古紙、布類の運転業務委託とびん類の運転業務委託の計2社との間で委託契約を行っております。その中で、昨年4月におきまして、関係3市からの古紙、布類の搬入がなくなったことで、今までそちらと続けてい

ました随意契約をする必要性がなくなりましたので、今までの2本の契約を一元化する、一本にしまして、効率的な運転人員体制の確立と経費の軽減化に努めることを目的に来年度行う予定であるものでございます。

予定としましては、平成30年10月からの3年間の長期継続契約を行うものでございますが、今後はあわせまして、し尿処理施設とか粗大ごみ処理施設の運転業務、そのようなものも考えていく必要があるのかなと考えております。

なお、業務開始に当たりましては、重機の用意や人員確保の関係がございますので、半年間の準備期間を要するために運転業務委託の開始は10月1日からとなっております。ですので、その関係もございまして、開始日までの9月30日までの半年間は現状どおりの2本の契約ということで、新年度予算書に関しましてはこのような形で3件記載という形になってございます。

○総務課長（新井謙二） それでは、小学生用のDVDということでございますが、これにつきましては現在のところ考えてはございませんが、小学校の先生にお伺いをして、必要かどうかということの必要性をまず調査してから柳泉園で検討したいと思っています。

○技術課長（佐藤元昭） 今、御質問のありました11ページの柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の大規模補修の金額のところでございますが、基本は同じ工事、1号炉、2号炉、3号炉ありますので、同じものを同じように修理するのであれば同じ金額となりますが、名目だけで金額が違うのは内容が違ってくるものもでございます。例えば、今回提示させていただいています大規模補修のところの焼却設備、焼却炉耐火物補修というものがかなりの高額になってございます。こちらは1号炉、2号炉、3号炉をそれぞれ補修をするんですが、特に2号炉に関しましては来年度、第一放射室の全面張りかえを行うことにより、かなりの金額になってございます。ですので、もっと金額が低いときは簡単なパチ当て修理ですとか、そういうことがございますが、全面張りかえとなると、やはりそれなりの金額になってしまう。そのようなところで、前回と今回、金額が違うというところが出てくることはあるということでございます。

○8番（小西みか） ありがとうございます。

リサイクルセンターの件は大変よくわかりました。今まで2系統で契約をしていたものを1契約にすることによって効率化できるということで理解いたしました。今後、し尿などの施設に関してもという補足の御説明がありましたけれども、この辺をすみませんが、もう一度御説明いただいてもよろしいでしょうか。

あと、DVDに関しましては、もしかすると事前学習みたいな形で学校で見ているみたいなこともあるんでしょうか。もし可能であれば、DVDを事前に貸し出すみたいなことで、時間がなければ学校で一旦見てきてもらうとかという方法も、もし2種類のDVDをつくるみたいなことができないということであれば、そんな方法も考えられるのではないかなと思いました。環境教育というのはやはり小さいうちにするほうが絶対的に効果があると思いますし、こういうところは自分の身近なものをどんなふうに具体的に処理されているのかというのは、とても環境教育という意味だけではなく、とても意味があると、私は身近なものでそういうことを理解するというのはとても教育的な効果が高いと思っていますので、そういう意味でもぜひそうしたDVDを活用していただいて、身近なところだが、あまりよくわからない、でも、子供のときに理解してもらう、やはりそういう姿勢を持って運営をしていただくということのほうが、より市民の理解を得ることにもつながると考えますけれども、御検討していただくことは可能でしょうか。もう一度御答弁いただけたらと思います。

長期包括運営管理事業に関しましては、確かに下がっているところとふえているという部分もございますので、この辺はそうしますと具体的な細かいところは、やはりその年度になってみないとわからないとか、具体的な計画についてはそのときになってみないとわからないということで、大体当初の予定よりも毎年結構違う部分も出てくるというものだと考えていけばよろしいということなのではないでしょうか。

○資源推進課長（濱野和也） 先ほどの発言に関してなんですが、一部誤解を招くような発言だったかもしれませんので細かくお話ししますが、あくまで平成30年度におきましては、リサイクルセンターをまず一本化にする。その後、粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター、し尿処理施設、3施設とももう大分、何十年もたっておりますので、老朽化という問題も出ております。ですので、そのようなことも含めて、搬入量の減とか、あるいはそのような建てかえでの更新等も考えますと、いずれはそのような方向性にも行くのではないかという、そのようなお話も出てもよろしいのかという意味合いですので、すみません、予定として御理解いただいてしまった場合でしたら、ここで訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

○総務課長（新井謙二） それでは、DVDの件でございますが、このDVDにおきましてはコピーが可能でございますので、このようなことについてできるだけ貸し出しするよな方向で検討したいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○技術課長（佐藤元昭） 先ほど、今年度の大規模補修のところでの出し入れというところ、前倒ししたのか、先送りしたのかというところでの若干の説明をさせていただきましたが、当初、柳泉園組合がこの年にはこういうことをやるという計画と提案に出てきた計画とはやはり若干相違がございます。その中で、定期点検整備補修を実施しながら、やはり中身を見て、場合によっては前倒ししないとまずいものがあったり、今回予定していたが、それほど損傷が激しくないから次年度以降に持ち越ししましょうということは当然、出てくると思います。ただ、うちでやりなさいよと言っているものは、10年間で確実にやっていただくことが第一条件でございます。

○8番（小西みか） し尿処理の追加の説明に関しましてはわかりましたので、追加の情報をありがとうございます。

あと、DVDに関しましては、定期的に学校教育でということが位置づけられているということになっておりますので、担任の先生にどんなことをこちらとして用意したほうがいいのかとか、あと、そういうDVDをもう少し活用していただくことができるのかというところ、先ほど内容についても学校にお聞きするというをおっしゃってくださいましたけれども、ぜひそんな活用の方法も含めて、実際の現場の先生の御意見などを直接お聞きいただく中でつくっていただく、また活用していただくということを進めていただきたいと要望させていただきます。

あと、長期包括に関しましては、やはりお聞きしていますと、当初の予定と、また業者の提案と、また実際にそのときになって変更することがあるということがありますと、私たちが聞いていて何を基準に考えればいいのか、何が変更されたのかというところがとてもわかりにくいというのが正直なところです。ですので、やはりもう少し項目を細かくしていただくとか、金額が変わった理由がきちんとわかるようにとか、もう少し詳細な情報を出していただかないと、理解できないということがお聞きすればするほどそのように思いますので、その辺、明確化していただくということも一つの説明責任としてしていただかなければいけないことだと思いますので、この辺はもちろん業者さんにとということが当然前提としてはあると思いますけれども、議会からこういうことを求められているということを御説明していただく中で、組合のきちんとつかんでおかなければいけない数字なんだということでの御認識をいただいて、そしてわかりやすい、もう少し細かいというか、明細がわかるような、そうした比較ができるような表ということで作成をお願いできればと思いますけれども、御検討いただけそうでしょうか。

○技術課長（佐藤元昭） 先ほどもその件はお話しさせていただいたんですが、村山議員のほうからも、資料としてもう少しわかりやすく、より詳細なものということをお伺いしております。ですので、なるべく要望に応えられるような資料づくりを今後はしてまいりたいと思っております。

○議長（田中のりあき） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 以上をもちまして議案第3号、平成30年度柳泉園組合経費の負担金について及び議案第4号、平成30年度柳泉園組合一般会計予算の質疑を終結いたします。

これより議案第3号、平成30年度柳泉園組合経費の負担金についてに対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） ないようなので、次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 討論なしと認めます。

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第3号、平成30年度柳泉園組合経費の負担金についてを採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中のりあき） 挙手全員でございます。よって、議案第3号、平成30年度柳泉園組合経費の負担金については原案のとおり可決されました。

これより議案第4号、平成30年度柳泉園組合一般会計予算に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） ないようなので、次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 討論なしと認めます。

以上をもちまして討論を終結いたします。



これより議案第4号、平成30年度柳泉園組合一般会計予算を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中のりあき） 挙手全員でございます。よって、議案第4号、平成30年度柳泉園組合一般会計予算は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中のりあき） 「日程第10、議案第5号、柳泉園組合助役の選任の同意について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第5号、柳泉園組合助役の選任の同意についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、現助役の任期が本年3月31日で満了となりますので、新たな助役に東久留米市の市民部長、鹿島宗男氏を選任いたしたく、柳泉園組規約第10条の規定によりまして、議会の同意をお願い申し上げるものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中のりあき） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本件は、人事案件ですので、質疑及び討論を省略して採決を行いたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中のりあき） 挙手全員でございます。よって、議案第5号、柳泉園組合助役の選任の同意については原案のとおり同意をされました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2時43分 休憩

---

午後 2時44分 再開

○議長（田中のりあき） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、柳泉園組合助役に選任されました鹿島宗男氏に御挨拶をお願い申し上げます。

○新助役（鹿島宗男） ただいま御紹介いただきました鹿島宗男でございます。

ただいま柳泉園組合議会議員各位の特段なる御高配によりまして、御同意をいただきまして、まことにありがとうございます。大変微力ではございますが、今後、一層努力をい

たしまして、皆様の御期待に添えるよう、重責を果たしてまいりたいと思います。さらなる御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中のりあき） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

午後 2時45分 休憩

---

午後 3時00分 再開

○議長（田中のりあき） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○議長（田中のりあき） 「日程第11、廃棄物等処理問題特別委員会付託の件について」を議題といたします。

案件は、陳情第1号「クリーンポート長期運営管理事業の契約において、大規模補修費用が、予定価格として事前に発表されていた価格に対して、大幅に変動した理由説明を求める陳情」及び陳情第2号「クリーンポート長期運営管理事業委託契約の法令に基づくやり直しを求める陳情」となります。

お諮りいたします。

ただいまの陳情第1号及び陳情第2号につきましては、廃棄物等処理問題特別委員会に付託することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 御異議なしと認めます。よって、陳情第1号及び陳情第2号につきましては、廃棄物等処理問題特別委員会に付託することと決しました。

ここで暫時休憩といたします。

午後 3時02分 休憩

---

午後 3時55分 再開

○議長（田中のりあき） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○議長（田中のりあき） 「日程第12、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を行います。

まず、陳情第1号「クリーンポート長期運営管理事業の契約において、大規模補修費用が、予定価格として事前に発表されていた価格に対して、大幅に変動した理由説明を求め

る陳情」及び陳情第2号「クリーンポート長期運営管理事業委託契約の法令に基づくやり直しを求める陳情」について、委員長の報告を求めます。

○廃棄物等処理問題特別委員会委員長（小山實） 議長より指名がありましたので、廃棄物等処理問題特別委員会報告をいたします。

付託されました陳情第1号「クリーンポート長期運営管理事業の契約において、大規模補修費用が、予定価格として事前に発表されていた価格に対して、大幅に変動した理由説明を求める陳情」については、慎重に審査をした結果、賛成多数で採択となりました。

次に、付託されました陳情第2号「クリーンポート長期運営管理事業委託契約の法令に基づくやり直しを求める陳情」については、慎重に審査をした結果、賛成なしで不採択となりました。

以上で廃棄物等処理問題特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（田中のりあき） 報告が終わりました。

それでは、陳情第1号「クリーンポート長期運営管理事業の契約において、大規模補修費用が、予定価格として事前に発表されていた価格に対して、大幅に変動した理由説明を求める陳情」を議題といたします。

これより陳情第1号に対する質疑をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 質疑なしと認めます。

これより討論をお受けいたします。討論につきましては、委員長報告は採択でございますので、まず本陳情について反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 討論なしと認めます。

次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。

○6番（たきしま喜重） 今回の陳情に対しまして、賛成の討論をさせていただきたいと思っております。

当時、この会議にはまだ私は出席しておりませんので、今回のこの陳情を採択するに当たって、議事録等を読み返させていただきました。皆さん、当時にいた同僚の議員の方たちの中でもいろいろと議論をして、最終的に賛成ということでこちらのほうが通っていましたが、本日の事務局からの御説明の内容によっては、どちらになるか私はわからなかったのですが、やはりずっといろいろ議員の仲間のお話を聞いていますと、どうして

もずっと今までも私が感じてきているとおり、非常に隠蔽体質のような、聞かれなければしゃべらなくていいというスタンスがすごくよく伝わっていました。それでいて今回も、これに対していろいろな資料等を用意しながら御説明でもいただければ、私としてもあえて賛成しなくても、この場で全部理解ができればという気持ちでもいたんですが、口頭のみで詳細な資料の部分に対する姿勢、スタンスという部分もあまり見れませんでした。そういう中で、また御説明の中では、もちろん、何の問題もなく取り組んで、一番いい工法を選択したんだということも確認できました。その中で、市民の方が、ここで詳細な説明を求めると、理由を求めるという陳情でございますので、それに対して反対する理由はございませんでしたので、賛成とさせていただきます。

○議長（田中のりあき） ほかに討論はございますか。

○7番（深沢まさ子） 私も、この陳情第1号に賛成をする立場から討論をいたしますけれども、課長からこの契約の差の説明が非常に細かく報告がされたんですけれども、本来、廃棄物等処理問題特別委員会の中で私どもが質問する前に報告もあったわけですけれども、そうした中での報告という形での説明ではなくて、柳泉園組合議会の本会議のほうで説明があってしかるべきだったのではないかなとも思いました。今回、さまざま詳細にわたって差額が出たことに対する説明を初めてきょう伺ったということもありますし、施政方針ですとか補正の予算案、そして平成30年度の一般会計予算の審議の中を通じても、工事請負契約に関する部分が当初の予定よりも前倒しで工事がされている部分が審議の中で確認をできたりだとかする中で、そのようなことによって当初の長期包括契約を結んだときとの各単年度の財政フレームについても変動が若干出てきている部分もあるのかなと思います。

そういう意味では、こういう単年度の積み重ねが44年度までの契約の中で、財政フレーム自体も見直しをしなくてはいけないような形になる可能性もあるのかなと思っております。そういう意味では、いろいろな形での当初予算からの変更点ですとか、工事の内容についての一定の工法の中身ですとか、そのようなものに変更があった場合には、議会のほうからこういうことを説明してくださいという提案がされなくても、当然、知り得ている情報についてはやはり提示を資料提供という形でしていただきたいと思います。そうでなければ、やはり議会としてのチェック機能というものも果たせないと思います。

それから、陳情については、市民の方が求めている中身というのは、あくまでも説明を求める範囲の陳情ということですから、多額な予算がかかっている事業でもありますし、

関係各市の市民の方からさまざまな形で疑問が出たときについては、積極的に説明をしていただきたいと思いますので、これは要望して討論を終わりたいと思います。

○議長（田中のりあき） ほかに討論はございますか。

○8番（小西みか） 私も賛成の立場から討論というか、意見を言わせていただきますけれども、やはり何回お聞きしても、本当に委託の範囲というものをきちんと理解しているのか、相手とそういうところがきちんと協議できているのかというところが大変不安に感じているところです。委託の範囲というのは、責任の範囲ということにもなると思いますので、そうしたところをきちんと明確化していくためには、やはりある程度専門的な知識ということが必要だと思っております。そのためにも、コンサルを入れてそうしたところを検討したと思っておりますけれども、それであっても十分でなかったということが先ほどの御答弁から感じられているところでもあります。今後もそうした範囲の明確化というところ、常に課題になってくると思っておりますので、説明責任という意味での説明ということはもちろんですけれども、それ以上に長期にわたる契約の中での委託の範囲の明確化というところ、きちんと専門的な知識を持った人が判断できるような体制を整えた中で、そうしたところを行っていただきたいと思っております。そうした委託というものがどんどん今進んでいる状況にありますけれども、本当にそれがきちんと判断できるという体制が整えられているのか、そういうところが疑問なケースが多々見受けられます。そうした委託ということをとるのであれば、逆にそれをきちんと管理できるような体制を整えていく、人材育成という中でも整えていくということ、常にそうしたことを今後意識して、事業を進めていただきたいと要望いたしまして、討論いたします。

○議長（田中のりあき） ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） ないようですので、以上をもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

陳情第1号「クリーンポート長期運営管理事業の契約において、大規模補修費用が、予定価格として事前に発表されていた価格に対して、大幅に変動した理由説明を求める陳情」につきまして、委員長報告は採択でございました。本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中のりあき） 挙手多数でございます。よって、陳情第1号「クリーンポート

長期運営管理事業の契約において、大規模補修費用が、予定価格として事前に発表されていた価格に対して、大幅に変動した理由説明を求める陳情」は、採択することと決しました。

続きまして、陳情第2号「クリーンポート長期運営管理事業委託契約の法令に基づくやり直しを求める陳情」を議題といたします。

これより質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 質疑なしと認めます。以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論につきましては、委員長報告は不採択でございますので、まず本陳情を不採択とすることに反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） ないようですので、次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） 簡潔に、ただいま議題になっております陳情第2号「クリーンポート長期運営管理事業委託契約の法令に基づくやり直しを求める陳情」について、反対する不採択の立場で意見を申し述べます。

議題となっております契約については、適正に処理をされていると認識をしておりますので、本陳情には反対をいたします。

○議長（田中のりあき） ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） ないようですので、以上をもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

陳情第2号「クリーンポート長期運営管理事業委託契約の法令に基づくやり直しを求める陳情」につきましては、委員長報告は不採択でございました。本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中のりあき） 挙手なしでございます。よって、陳情第2号「クリーンポート長期運営管理事業委託契約の法令に基づくやり直しを求める陳情」は、不採択と決することとなりました。

○議長（田中のりあき） ここで職員より、平成30年度柳泉園組合議会定例会日程予定表を配付いたさせます。

〔資料配付〕

○議長（田中のりあき） ここで助役より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○助役（森田浩） 大変お疲れのところ、お時間いただきまして恐縮に存じますが、一言御挨拶をさせていただきたいと思えます。

平成18年第1回定例会におきまして、柳泉園組合の助役という大役を組合議会の御同意をいただきまして仰せつかったところでございます。この間、正副管理者はじめ、組合議員、組合職員、また関係市の部課長並びに柳泉園組合議会議員の皆様方には、大変御指導と御協力をいただき、ありがとうございました。心からお礼と感謝を申し上げる次第でございます。

就任以来、私といたしましては、公務員生活の経験を生かし、微力ながら全力を挙げて柳泉園組合の業務に邁進してまいりました。幸いにも私の在任期間におきましては、基幹的ごみ処理施設でありますクリーンポートの稼働状況は安定期にありまして、特段の事故もなく、順調に施設運営が図られたところでございます。これもひとえに初期段階における諸先輩方の苦心、努力のたまものと重ねて感謝申し上げます。おかげをもちまして、本施設の管理運営業務に係る経費の節減、あるいは効率化を目的といたしましたクリーンポート長期包括運営管理事業も平成29年度に導入することができました。改めて、皆様方のお力添えのおかげと感謝申し上げます。

結びに当たりまして、柳泉園組合並びに柳泉園組合議会のますますのご発展を心から御祈念申し上げまして、はなはだ簡単ではございますけれども、御挨拶とさせていただきます。本当に長い間、ありがとうございました。

○議長（田中のりあき） 森田助役、長い間お疲れさまでございました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて平成30年第1回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

午後 4時11分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 田 中 のりあき

議 員 後 藤 ゆう子

議 員 たきしま 喜 重